

# 第2期西米良村地域福祉(活動)計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月

西米良村・西米良村社会福祉協議会

## < 目 次 >

### 第1章 計画策定にあたって

---

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 西米良村社会福祉協議会と地域福祉活動計画	2

### 第2章 西米良村の概要

---

第1節 人口の推移	3
第2節 西米良村の福祉の動向	4
第3節 地域福祉計画に関するアンケート結果	7

### 第3章 基本構想

---

第1節 計画の位置づけと計画期間	26
第2節 基本理念	30
第3節 西米良村の社会福祉協議会の基本目標	30
第4節 支え合い助け合いができる村を目指して	30

### 第4章 施策の展開

---

第1節 生涯現役に向けた健康な村民づくり	31
第2節 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援体制づくり	33
第3節 高齢者が尊厳をもって暮らせる地域づくり	35
第4節 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり	39
第5節 福祉の困りごとを解決する仕組みづくり	42

### 第5章 支え合い助け合いができる村を目指して

---

第1節 地域のつながりをつくる	43
第2節 地域で支え合う体制をつくる	46
第3節 地域課題を解決できる体制をつくる	48
第4節 安心・安全をつくる	49

### 第6章 計画推進体制

---

第1節 計画の推進	51
第2節 計画の評価	51

参考 (1) 社会福祉法に基づく必要事項の協議	52
(2) 村民アンケート結果を受けての協議内容	58
(3) 長期総合計画福祉部会での協議	61

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

#### ○地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての村民が身近な地域社会で幸せに暮らし続けるために、地域内の全ての住民が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、お互いを支え助け合う温かみのある地域社会の形成を目指す福祉活動の考え方のことです。

#### ○地域福祉計画の趣旨

西米良村においては、平成26年に地域福祉（活動）計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、全国で少子高齢化社会による人口減少の到来や、核家族化・単身世帯の増加などによる社会構造の大きな変化により、今までにない地域生活の課題が増加しており、本村におきましても同様の課題が生じております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減ったり、公民館活動をはじめ、地域住民同士の付き合いが少なくなったりしてきており、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童・高齢者虐待など、これまで村内で発生件数の少なかった諸問題も増加する恐れがあります。

このような課題を解決するためには、地域における誰もが他人事としてではなく「我が事」として考え、村民が抱える複雑な課題を「丸ごと」受け止める「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指す必要があります。

社会福祉法の中で、「地域福祉の推進」は、人権尊重を基本に、だれもが住みなれた地域で生き生きと暮らせる地域づくりをめざし、地域住民、地域に関わる組織、団体などすべてのものが主役となって進めていくとされています。

福祉サービスを必要とする住民が、地域社会を構成する一員として主体的に日常生活を営むことができ、社会や経済、また文化などさまざまな分野の活動に参加する機会をもてるようにすることが課題です。

この地域共生社会の仕組みをつくり、計画的に着実に取り組みを進めていけるよう、「第2期西米良村地域福祉（活動）計画」を作成いたしました。

## 第2節 西米良村社会福祉協議会と地域福祉活動計画

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に規定されている「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、地域福祉活動を推進するための中核的な役割を担う組織です。民間組織である一方で社会福祉法に定められている組織された公的な側面を併せ持つことから、民間性と公共性の両面のメリットをいかした事業を行うことが可能です。

地域福祉計画は行政計画として、地域福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進をめざすものであります。それぞれ視点の違う計画ではありますが、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画を一体的に策定することによって、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わる者の役割や協働が明確化され、実効性が高まり、村が進める幸福度の高い村づくりが強く推進できるものと考えています。

## 第2章 西米良村の概要

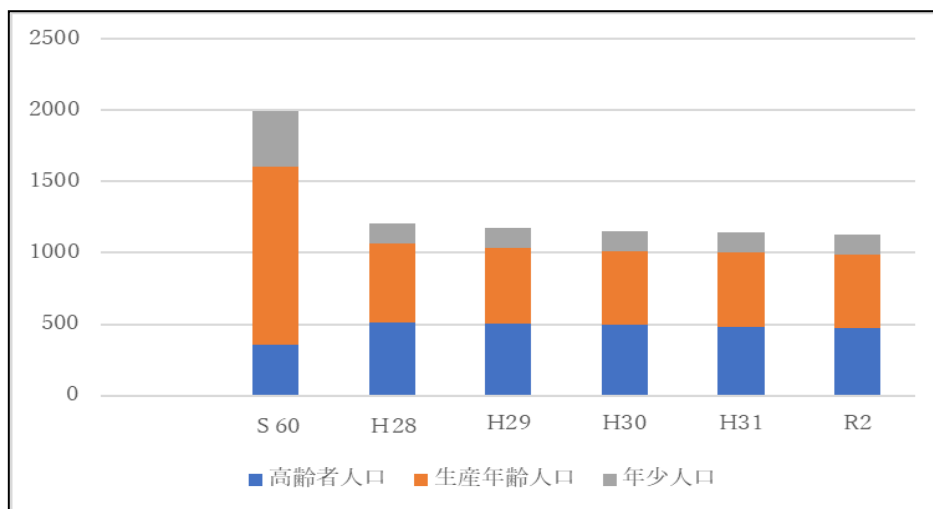
## 第1節 人口の推移

## (1) 総人口

本村の人口は、昭和15年の7,583人をピークに、高度経済成長や一ツ瀬ダムの建設、産業の変化等により、人口の大きな流出が見られ、昭和35年(5,586人)から平成元年(1,775人)までの30年間で68%(約3,800人)に減少しています。令和2年4月1日現在においての人口は1,124人であり、人口1,000人台の維持が厳しくなりつつあるのが現状です。

西米良村の人口の推移 毎年4月1日現在(S60は国勢調査)

	S60	H28	H29	H30	H31	R2
世帯数	762	593	583	581	579	572
総人口	1,989	1,205	1,173	1,155	1,141	1,124
高齢者人口 (65歳以上)	355 (17.85%)	514 (42.66)	505 (43.05)	497 (43.03)	485 (42.51)	477 (42.44)
生産年齢人口 (15～64歳未満)	1249 (62.80%)	550 (45.64)	527 (44.93)	517 (44.76)	519 (45.48)	510 (45.37)
年少人口 (15歳未満)	385 (19.36%)	141 (11.70)	141 (12.02)	141 (12.21)	137 (12.01)	137 (12.19)



## (2) 高齢者人口

令和2年の高齢者人口は477人、高齢化率42.44%となっています。高齢化率は平成25年度の43.05%をピークに緩やかに減少をしていますが、今後も高齢者の占める割合は高いまま推移すると考えられます。

## 第2節 西米良村の福祉の動向

## (1) 社会福祉施設の配置状況

村内の社会福祉施設の配置状況は以下のとおりです。地区別に施設の配置状況をみると、村の中心部である村所地区に施設が集中しています。 令和2年8月1日現在

		西米良村								
		小川	越野尾	横野	村所	竹原	上米良	板谷	八重	
高齢者施設	特別養護老人ホーム					1				1
	通所介護事業所					1				1
	地域包括支援センター					1				1
児童関係	保育所					1				1
	小学校				1					1
	中学校				1					1
その他	保健センター				1					1
	診療所				1					1
	出張診療所	1								1
	児童クラブ				1					1
	公設の通いの場				1					1

## (2) 認定こども園の在園児数

村内唯一の認定こども園（保育所型：ふたば園）は、令和2年8月1日から竹原地区新園舎での保育が始まりました。保育園の在園児数は下表のとおりとなっています。

保育園名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
ふたば園	60	3	4	10	8	6	10	41

## (3) 小学校の在校生数

令和2年4月1日現在、村内の小学校は1校であり、在校生数は男47人、女24人の合計71人となっています。

小学校名	1年生			2年生			3年生			4年生			5年生			6年生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
村所小学校	9	5	14	7	4	11	6	3	9	10	2	12	10	4	14	5	6	11

## (4) 中学校の在校生数

令和2年4月1日現在、村内の中学校も1校となっており、在校生数は男14人、女7人の合計21人となっています。

## 第2章 西米良村の概要

### 第2節 西米良村の福祉の動向

中学校名	1年生			2年生			3年生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
西米良中学校	6	3	9	4	3	7	4	1	5

#### (5) 支援を必要とする人の動向

##### ① 要介護認定者数

平成31年度の要介護認定者数は68人、要介護認定率は14.1%となっています。被保険者は高齢者の数と比例し減少傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の予防に伴う外出自粛の影響により、高齢者の筋力や認知機能の低下が不安視されており、要介護認定者の増加も懸念されます。

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
要介護認定者数(人)			76	83	89	85	75	68
要 介 護 認 定 区 分	要 支 援 者  (人)	1	6	9	8	3	4	3
		2	4	10	15	4	7	1
		計	10	19	23	7	11	4
	要 介 護 者  (人)	1	10	8	12	15	16	11
		2	8	8	10	15	6	13
		3	17	14	12	12	16	15
		4	18	21	18	19	12	15
		5	13	13	14	17	14	10
		計	66	64	66	78	64	64

##### ② 障がい児・者数の状況

本村の人口は表のとおり年々減少しておりますが、障害のある人は横ばいの状況にあり、人口に占める障害のある人の割合は増加しています。

区 分		年 度				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人 口		1,219	1,205	1,173	1,155	1,141
障害のある人の人口		119	120	122	113	112
(人口に占める割合)		9.8%	10.0%	10.4%	9.8%	9.8%
内 訳	身体障害のある人	88	89	87	80	78
	知的障害のある人	15	13	14	13	13
	精神障害のある人	16	18	21	20	21

## ③ 難病患者（特定疾患）の状況

本村で把握する村内における難病（特定疾患）は表のとおりとなっており、令和2年3月末現在で総数は6人となっています。

表 特定疾患医療費公費負担患者数（令和2年3月末現在）

疾 患 名	人 数
全身性エリテマトーデス	1人
筋萎縮性側索硬化症	1人
潰瘍性大腸炎	1人
脊髄小脳変性症	2人
パーキンソン病関連疾患	1人
計	6人

※ 難病は県が実施主体のため、全数は把握できていません。



第3節 地域福祉計画に関するアンケートの結果

(6) アンケート調査結果からみる西米良村の現況

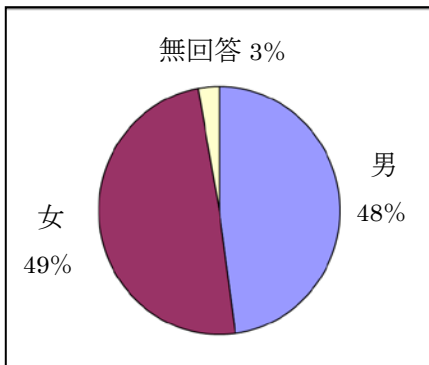
- 調査対象 18歳以上の全村民 893人
- 回答者数 527人
- 回答率 59.0%

参考：H25	1,088人
	833人
	76.6%

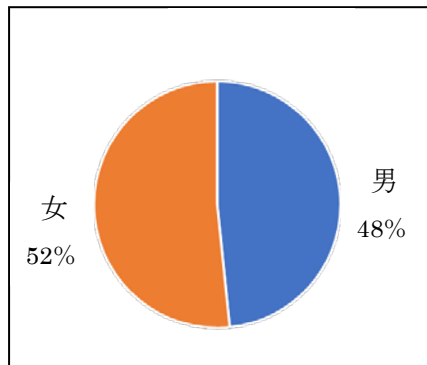
1 あなた自身について

問1 性別はどちらですか。

(平成25年10月)

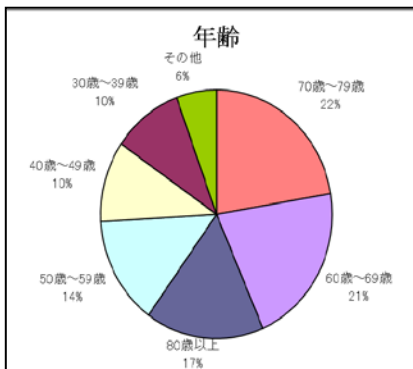


(令和2年10月)

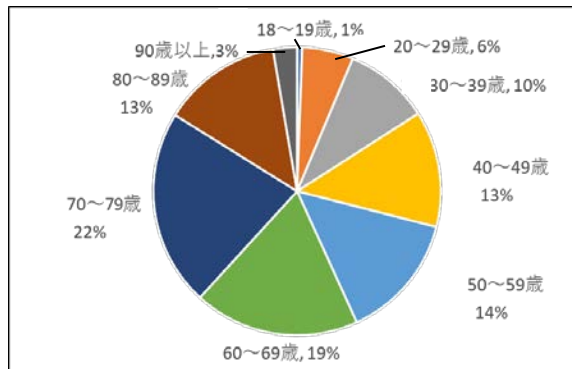


問2 年齢はおいくつですか。

(平成25年10月)

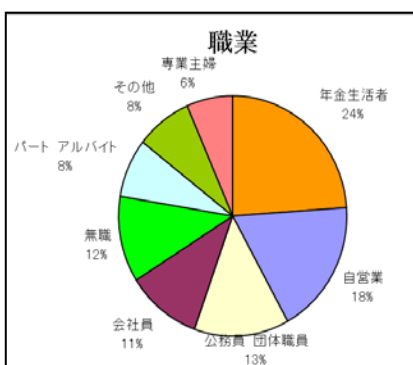


(令和2年10月)

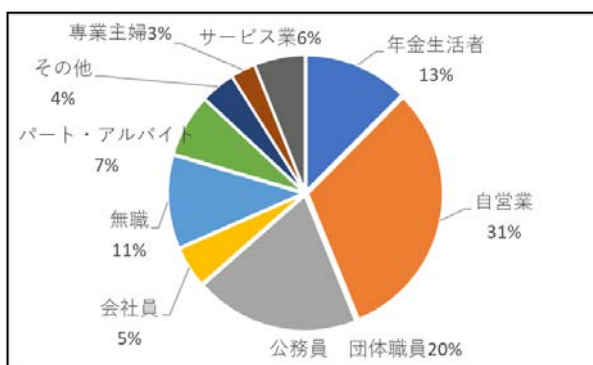


問3 ご職業はなんですか。

(平成25年10月)

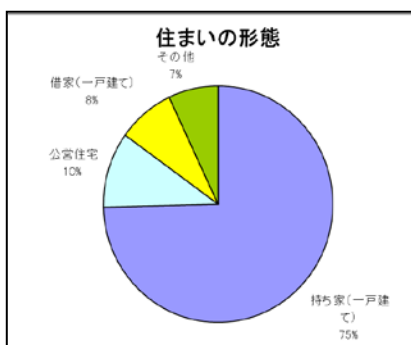


(令和2年10月)



問4 あなたのお住まいの形態についてお伺いします。

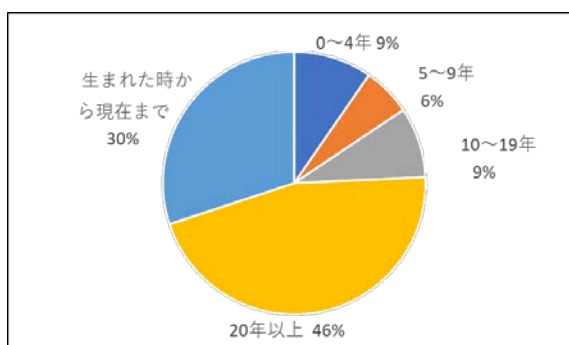
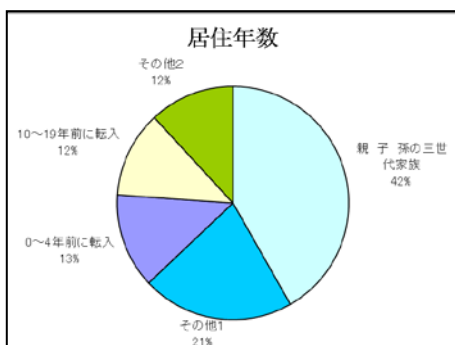
(平成25年10月)



問5 あなたは、現在のところにお住まいになって通算して何年くらいになりますか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)

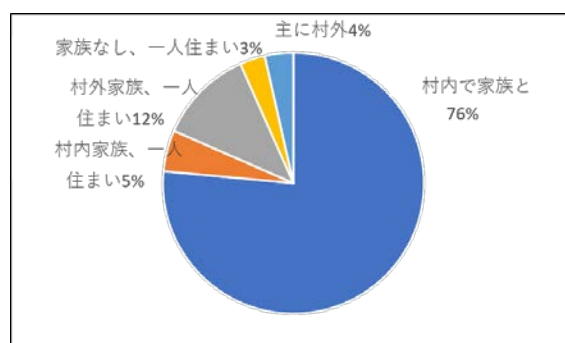
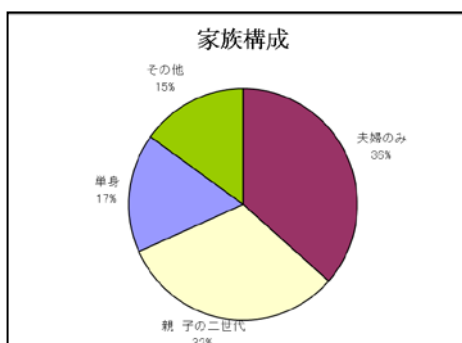


現在の住まいに通算20年以上住み続けている方は76%、20年未満が24%となっており、移住者が多いことがうかがえます。

問6 あなたを含め、同居されている家族構成についてお伺いします。

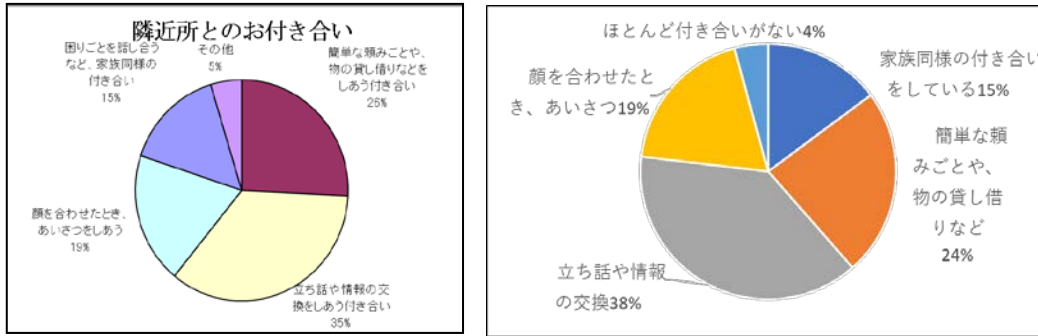
(平成25年10月)

(令和2年10月)



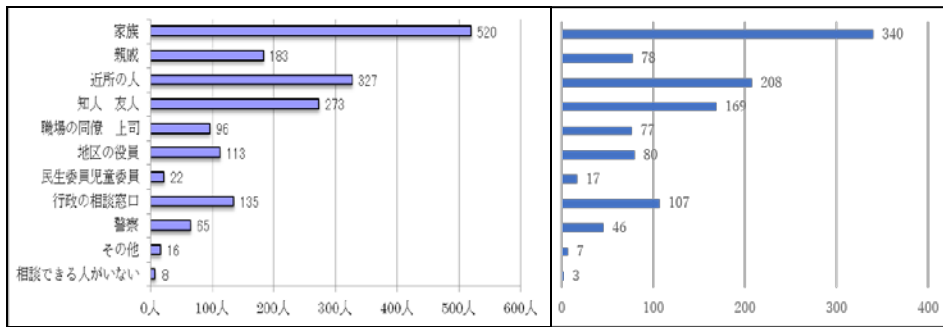
2 地域との関わりについて

問1 あなたは隣近所の方と、どの程度のお付き合いがありますか。  
 (平成25年10月) (令和2年10月)



近所づきあいの状況をみると、悩みの相談や助けあえる人がいるなど、深い近所づきあいをしている人は39%（前回調査比△2%）、立ち話や情報の交換をしあう付き合いが38%（前回調査比3%）、会うとあいさつを交わす程度など、浅い近所づきあいをしている人が19%（前回調査時と同%）となっています。前回調査と比較して、大きな変化はなく、本村では深い近所づきあいをしている人が多いという結果でした。

問2 あなたは暮らしの問題（ゴミ処理・防犯など）で困ったとき、誰に相談しますか。  
 (平成25年10月) (令和2年10月)



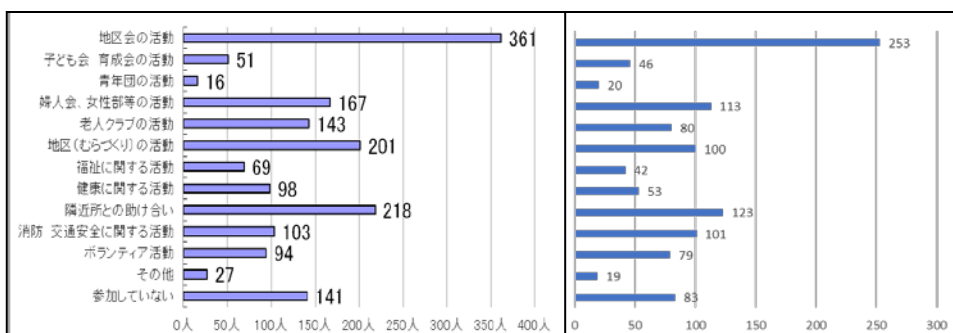
相談相手としては、家族が約30%（前回調査時と同%）と最も多く、次に近所の人、知人友人となっています。行政の相談窓口については、前回5番目になっていましたが、今回は4番目の9.4%で、前回調査時より1.7%増加していました。

少数ではありますが、相談できる人がいないと回答した方もありました。

問3 あなたは地域でどのような活動をされていますか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)

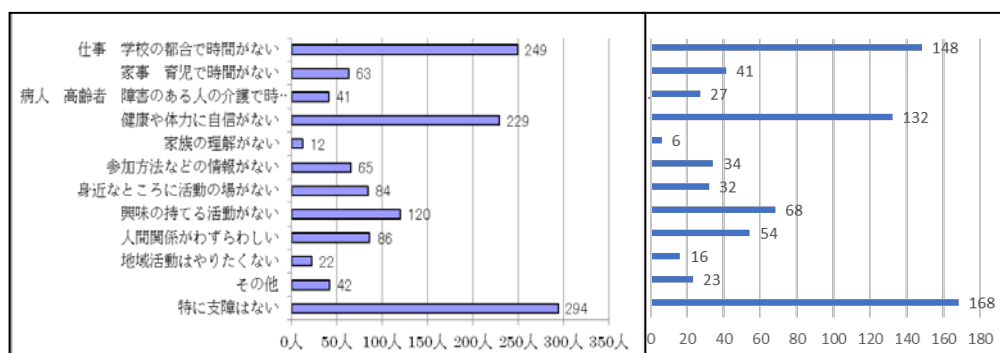


参加している地域の活動では、地区会の活動が約23%（前回調査比2%）と最も多く、次に隣近所との助け合い、婦人会女性部等の活動となっています。性別や年齢、世帯内の立場にかかわらず地域の活動に参加されています。青年団の活動を比較すると1.9%増加しているのに対し、老人クラブの活動は2%減少していました。

問4 あなたが地域で活動をする際に、支障になることなどがありますか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)

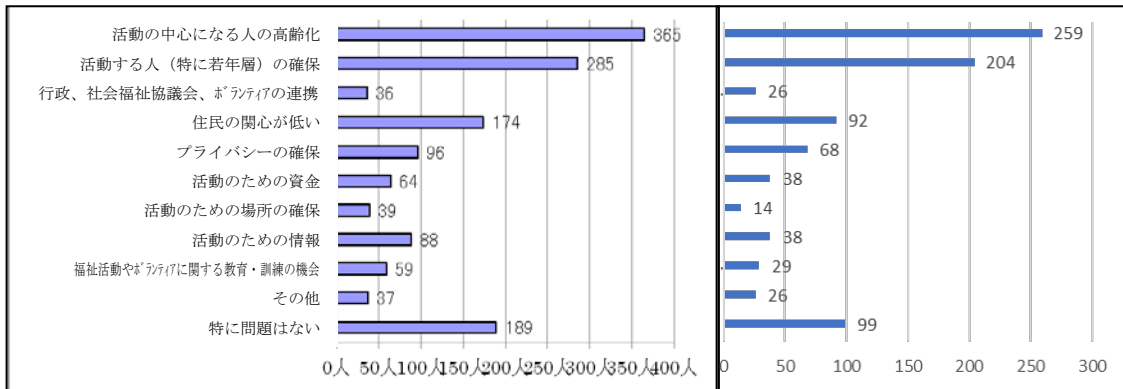


地域活動において支障になることでは、特に支障はないが約22%（前回調査時と同%）と最も多く、次に仕事や学校の都合で時間がない、健康や体力に自信がないと続いています。

問5 あなたは地域の活動における問題点は何だと思えますか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)



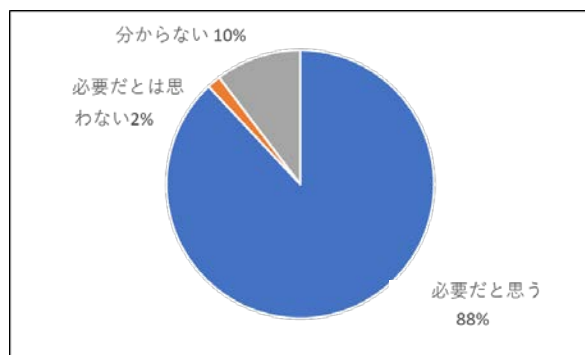
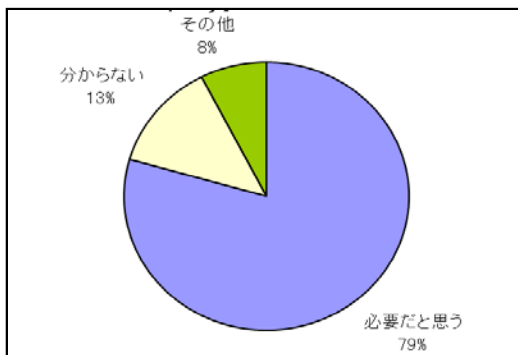
地域活動における問題点では、活動の中心になる人が高齢化しているが約29%（前回調査比4%）と最も多く、活動する人特に若年層の確保が難しい、特に問題はないと続いています。地域の活動において、どのように若年層を取り込んでいくのか、その仕組みづくりが課題となっています。

3 地域福祉に対する考え方と参加の意向について

問1 あなたは、地域で生じている様々な福祉分野の生活課題（高齢者・障害のある人の生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対し、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)

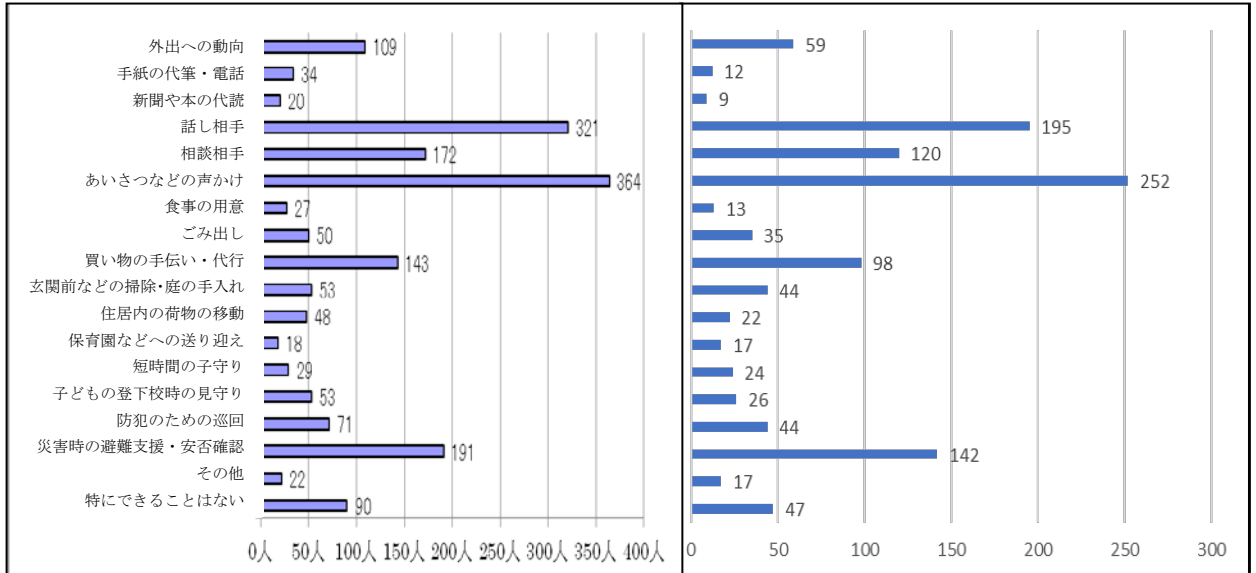


共助については、88%（前回調査比9%増）の方が必要だと思うと回答し、分からないが10%（前回調査比△3%）となっており、前回調査時と比較すると共助の必要性を感じる方が増加しています。

問2 あなたは高齢者や子供、障害のある人などが住む近所の世帯に対して、支援や協力できることは何ですか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)



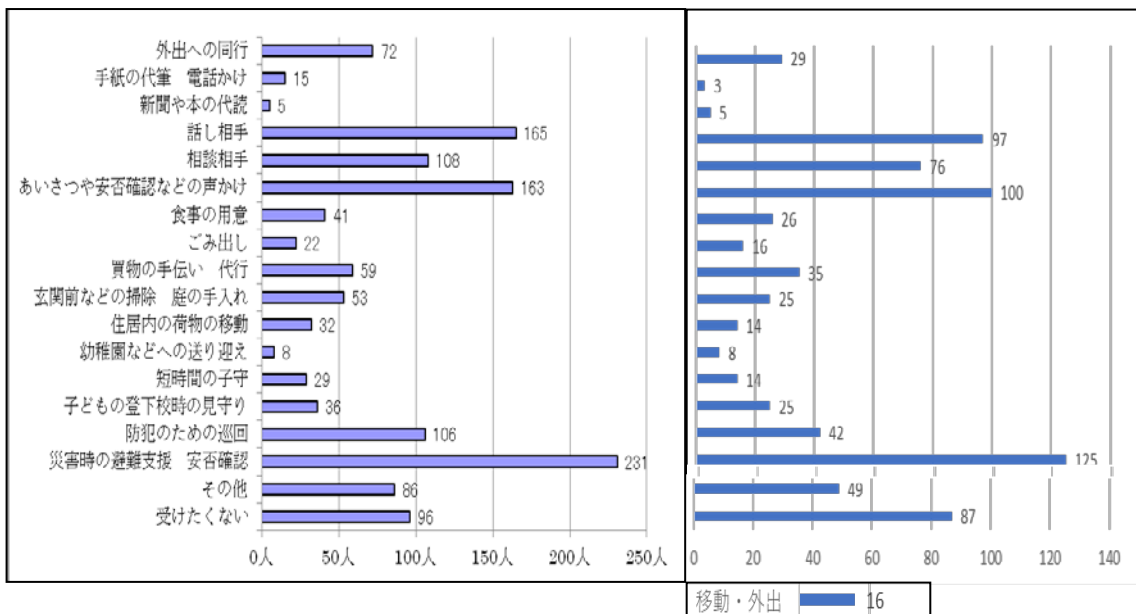
近所世帯に支援・協力できることでは、あいさつなどの声かけ21%（前回調査比1%）と最も多く、次に話し相手、災害時の避難支援・安否確認と続いています。

比較的簡単にできるあいさつや安否確認などの声掛けなら協力できると考えていることがわかりました。

問3 あなたが受けたいと思う支援や協力は何ですか。

(平成25年10月)

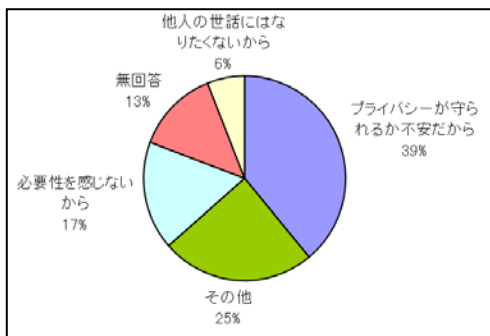
(令和2年10月)



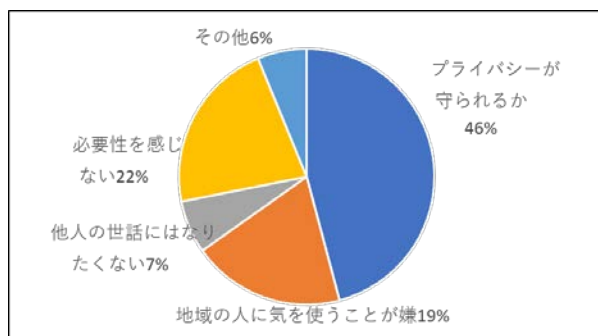
自分が受けたいと思う支援・協力では、災害時の避難支援・安否確認が 16%（前回調査比△1%）最も多く、次にあいさつや安否確認などの声かけ、話し相手となっています。最近では集中豪雨や台風による災害も発生していることから、避難等に不安を感じている人が多いことが伺えます。また、支援を受けたくないと回答した人も 5.3%増加しています。

問4 支援や協力を受ける際に気になる事は何ですか。

（平成 25 年 10 月）



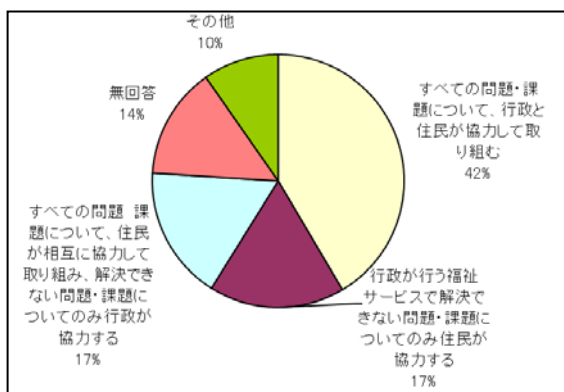
（令和 2 年 10 月）



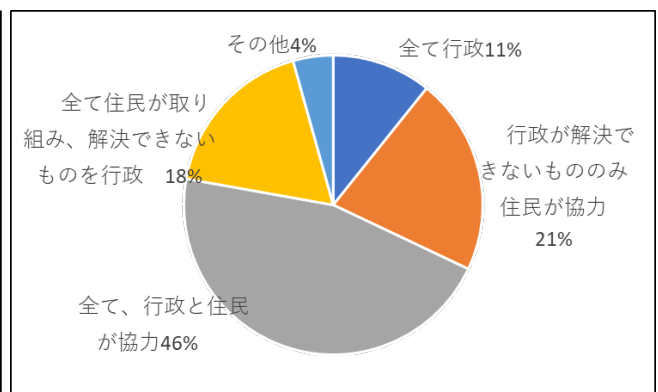
支援や協力を受ける際に気になることでは、自分のプライバシーが守れるか不安が 46%（前回調査比 7%）と最も高く、支援を受ける方への細心の注意等が必要であると考えます。また必要性を感じないという回答も 22%（前回調査比 5%）ありました。

問5 あなたは地域における福祉を充実させていく上で、行政と地域の住民の関係は、どのようなものが望ましいと思いますか。

（平成 25 年 10 月）



（令和 2 年 10 月）

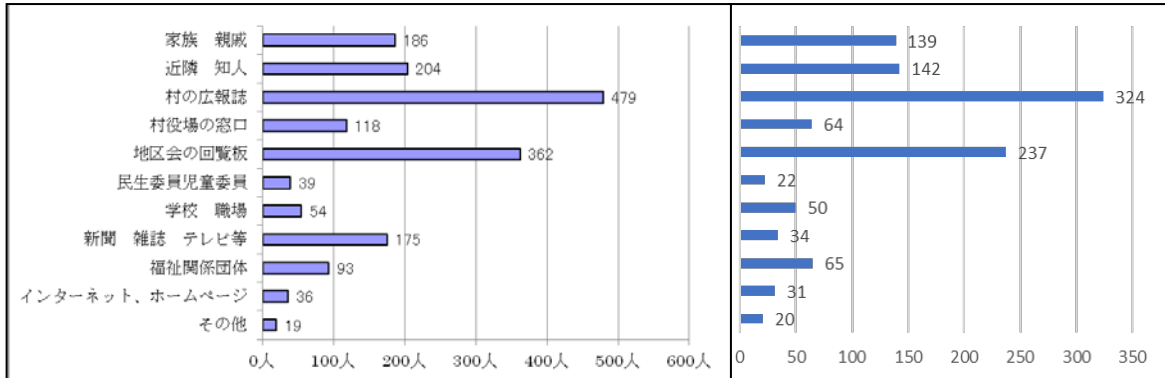


望ましい行政と地域住民との関係では、行政と住民が協力して取り組むが 46%（前回調査比 4%）と最も高く、連携した行動が求められている一方、すべて行政が行うべきとの回答も 11%ありました。

問6 あなたは福祉サービスの情報をどこから入手していますか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)

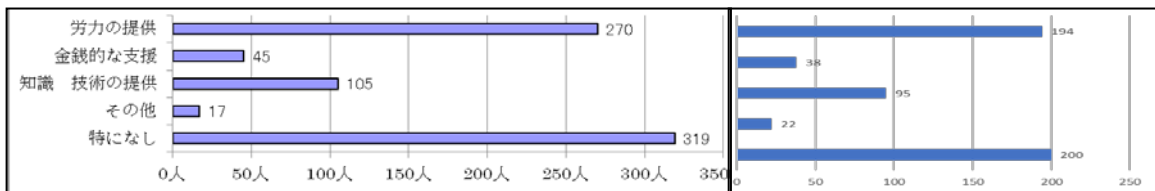


福祉サービスの情報源としては、村の広報誌が29%（前回調査比2%）と最も多く、次に地区会の回覧板、隣人・知人となりました。このことから福祉サービスの情報源は、村の広報誌や回覧板であることがわかりました。

問7 あなたが地域福祉を推進するためにできることがありますか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)



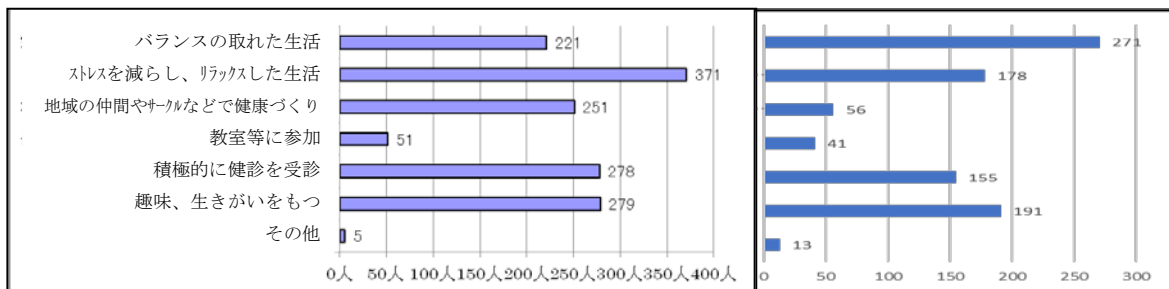
地域福祉推進のために自分ができることでは、特になしが約38%（前回調査比△2%）と最も多く、次に労力の提供、知識・技術の提供、金銭的な支援となっています。前回調査同様、多くの方が「特になし」と回答しており、地域福祉推進活動参加へのきっかけづくりに取り組むことが必要と考えられます。

**4 健康づくりに関する取組や、介護保険事業等の制度事業について**

問1 地域で健康づくりを進めていくために特に大切なことは何ですか。

(平成25年10月)

(令和2年10月)



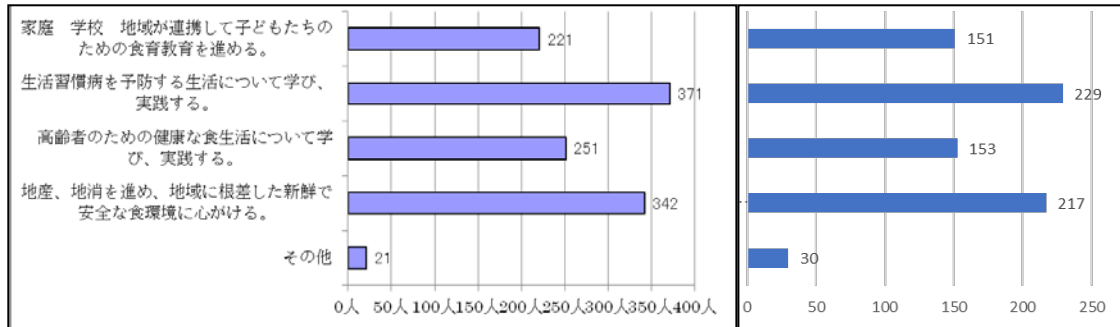


健康づくりに大切なことでは、栄養・休養・運動のバランスのとれた生活を心がける30%（前回調査比 15%増）が大幅に増加し、趣味・生きがいを持つ、ストレスを減らし、リラックスした生活をすると続きます。健康志向が高まりを見せており、自分たちで取り組める身近な健康づくりが大切だと感じているようです。

問2 地域で豊かな食生活を広げていくために特に大切なことは何ですか。

（平成25年10月）

（令和2年10月）

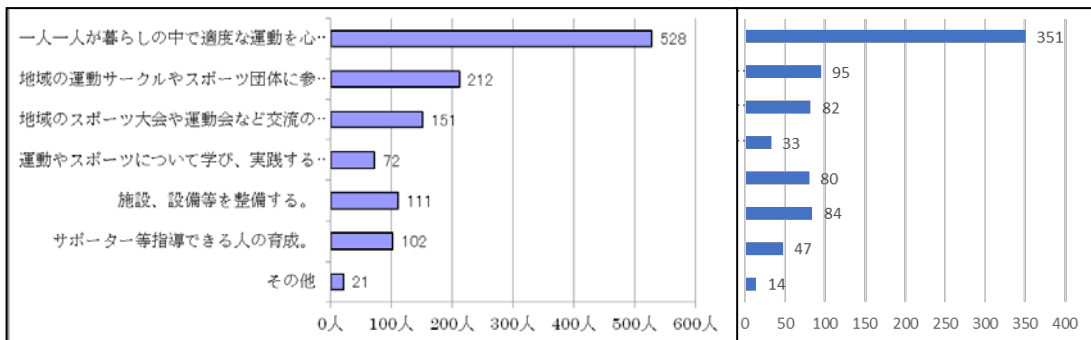


豊かな食生活に必要なことでは、生活習慣病を予防する生活について学び実践するが29%（前回調査比△2%）と最も多く、地産地消を進め地域に根差した新鮮で安全な食環境に心がける、高齢者のための健康な食生活について学び実践する、家庭・学校・地域が連携して子どもたちのための食育教育を進めるの順となりました。日頃の食生活を病気予防につなげたいと考えている人が多いことがわかりました。

問3 地域で運動の機会を増やしていくために特に大切なことは何ですか。

（平成25年10月）

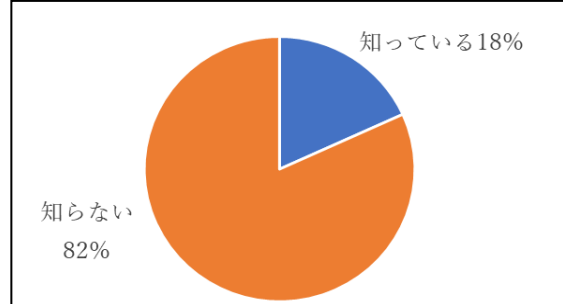
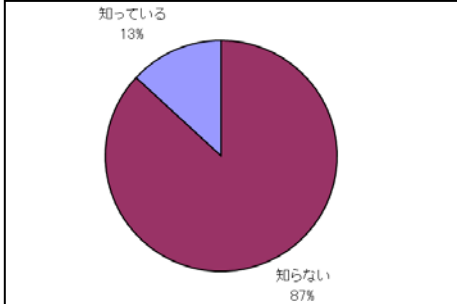
（令和2年10月）



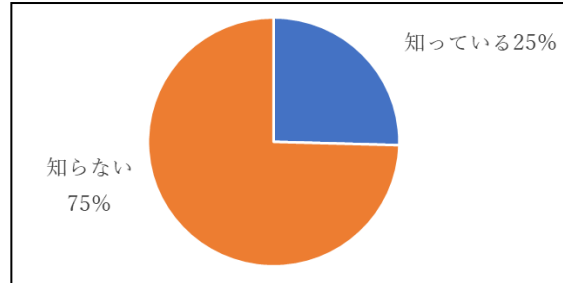
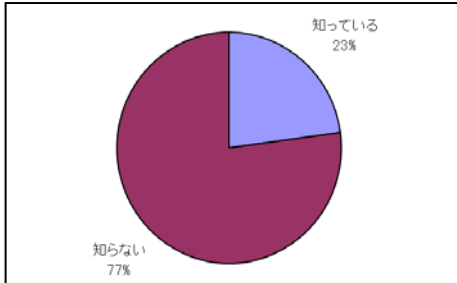
運動の機会増のために大切なことでは、一人一人が暮らしの中で適度な運動に心がける45%（前回調査比1%増）が最も多く、次に地域の運動サークルやスポーツ団体に参加する、施設・設備等を整備すると続きます。自分の健康維持のため適度な運動を心がけたいという人や運動を通じた交流の機会を持ちたいとの意見が多くあることがわかりました。

問4 西米良村においては、以下の事業を行っています。あなたをご存知の事業はありますか。 (平成25年10月) (令和2年10月)

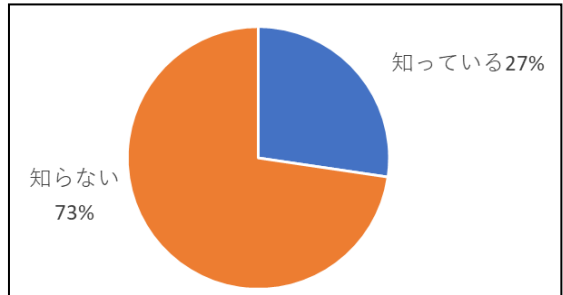
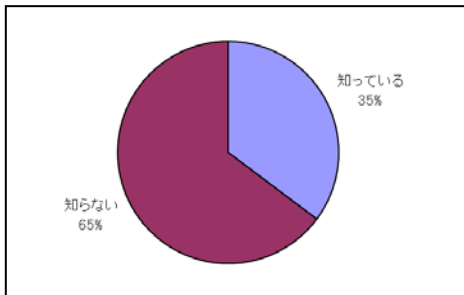
○理容・美容サービス



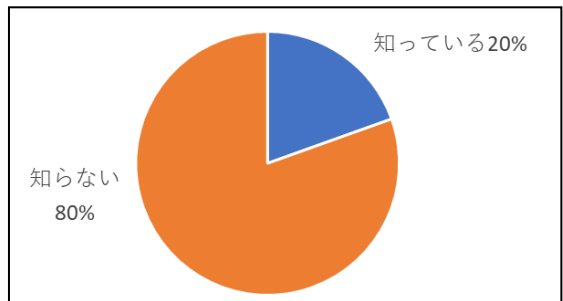
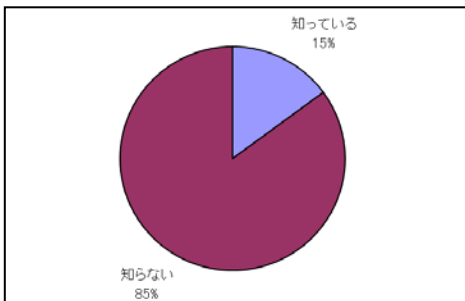
○紙おむつ購入助成事業



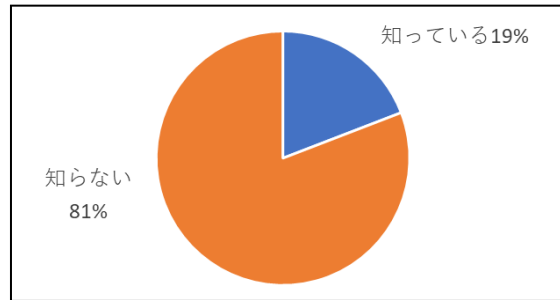
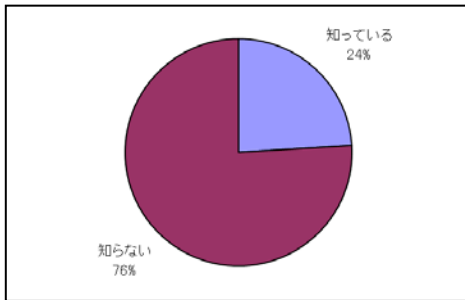
○在宅介護手当支給事業



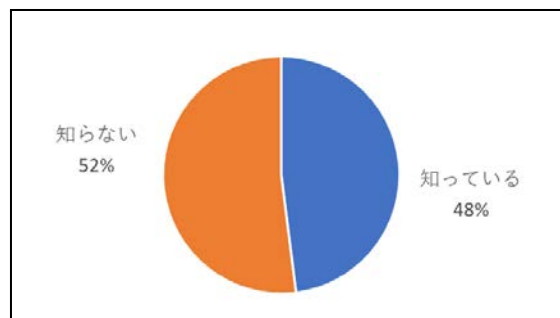
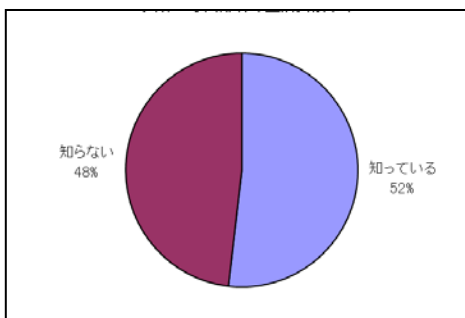
○布団洗濯サービス事業



○乳幼児一時預かり事業



○一人暮らし高齢者等生活支援事業



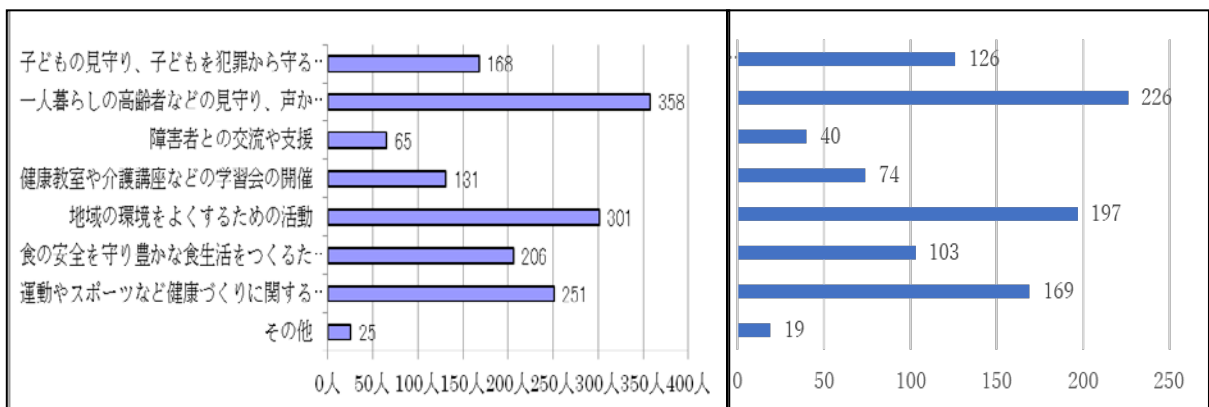
西米良村が行っている事業を知っているかについては、理美容サービス 18%（前回調査比5%増）、在宅介護手当 27%（前回調査比△8%）、紙おむつ購入助成 25%（前回調査比2%増）、布団洗濯サービス 20%（前回調査比5%増）など、やや認知度が上がってはいますが、まだまだ低く、「知らないから制度を利用できない」という方が多いよう、パンフレットを作成したり、ホイホイラインを活用するなど村民全体への周知も必要だと感じました。

**5 みんなで参加する地域社会について**

問1 あなたが現在参加している活動も含め、これから参加するとすれば、どのような活動をしたいですか。

（平成25年10月）

（令和2年10月）

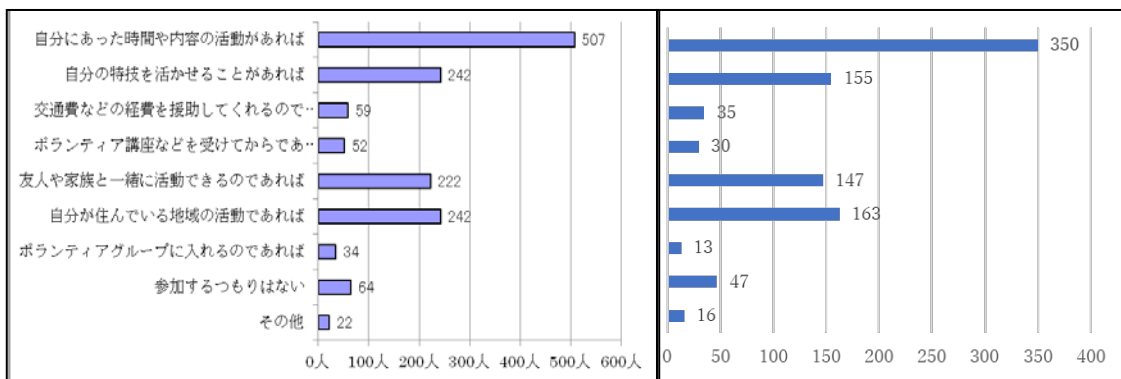


これから参加したい活動としては、一人暮らしの高齢者の見守り・声かけ・安否確認などが最も多く24%（前回調査と同%）、次に地域の環境をよくするための活動、運動やスポーツなど健康づくりに関する活動と続きました。前回調査同様、近所にいらっしゃる一人暮らしの高齢者を気にかけている人が多いことがわかります。

問2 ボランティアに参加するとした場合、どのような条件が整えば参加してみたいと思いますか。

（平成25年10月）

（令和2年10月）



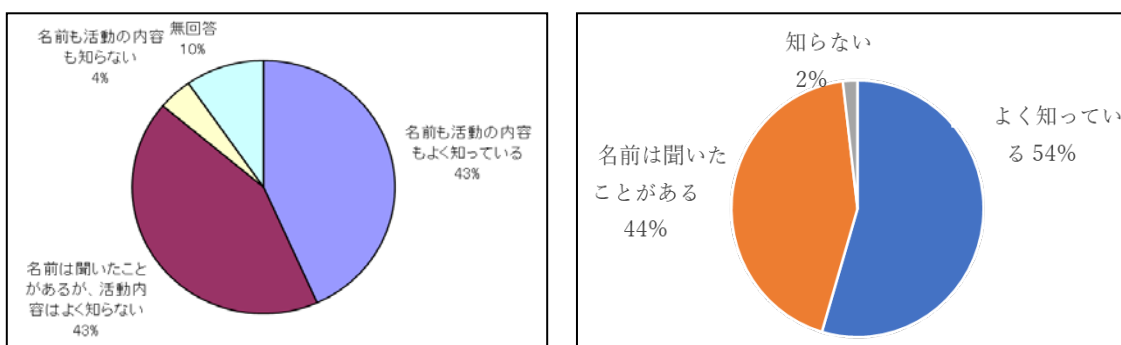
ボランティアに参加する際の条件では、自分にあった時間や内容の活動があれば約37%（前回調査比2%増）と最も多く、「自分の特技を活かせることがあれば」、「自分が住んでいる地域の活動であれば」と続いています。参加できる時間内容であれば参加してもよいと考えている人が多いことがわかる一方、参加するつもりがないと回答した方も4%（前回調査比△1%）ありました。

## 6 社会福祉協議会及び民生委員児童委員について

問1 あなたは、西米良村社会福祉協議会を知っていますか。

（平成25年10月）

（令和2年10月）

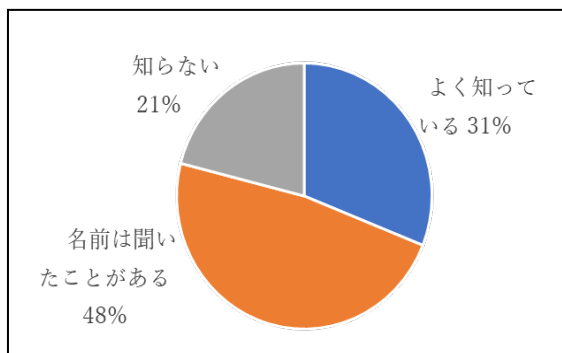
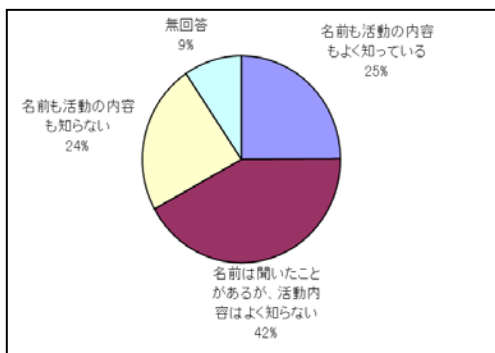


社会福祉協議会の認知度については、よく知っていると回答された方が54%（前回調査比11%増）となっているものの、名前は知っているが活動内容はあまり知らないと答えた方が、44%となっており更に広報が必要と感じました。

問2 あなたは、西米良村ボランティアセンターを知っていますか。

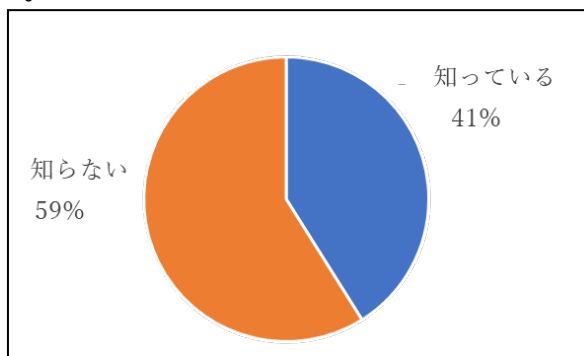
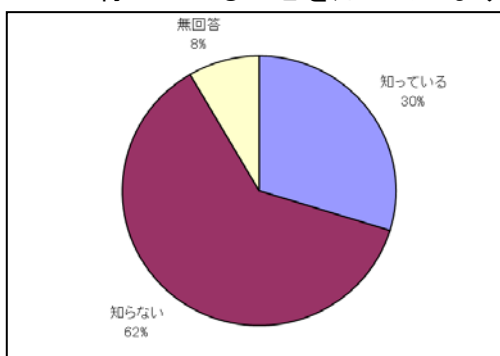
(平成25年10月)

(令和2年10月)



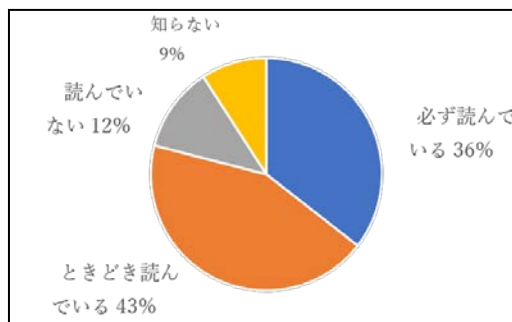
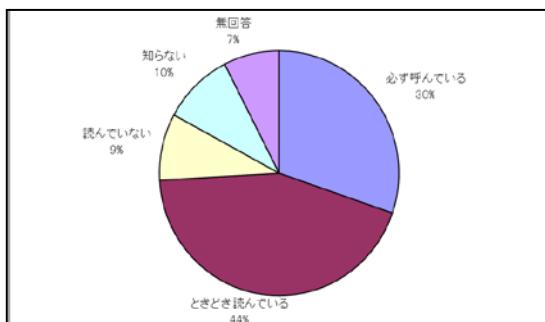
西米良村ボランティアセンターを知っているかは、よく知っていると答えた方が31%（前回調査比6%増）と伸びた一方、名前は聞いたことがあるが活動内容は良く知らない、名前も活動の内容も知らないが合わせて69%（前回調査比3%増）で、まだまだ村民への周知が必要です。

問3 あなたは、西米良村社会福祉協議会で、ボランティア活動保険の加入手続きを行っていることを知っていますか。



ボランティア活動保険の手続きを知っている方は41%（前回調査比11%増）と伸びを見せたが、知らないと回答した方も59%（前回調査比△3%）と相変わらず高い数値となっていますので今後も周知に努める必要があります。

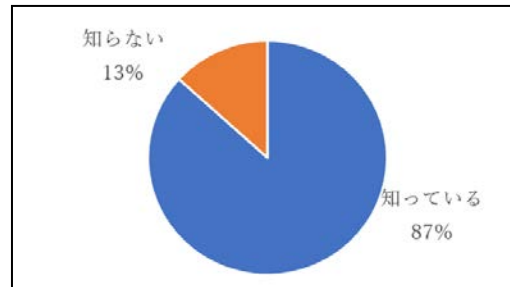
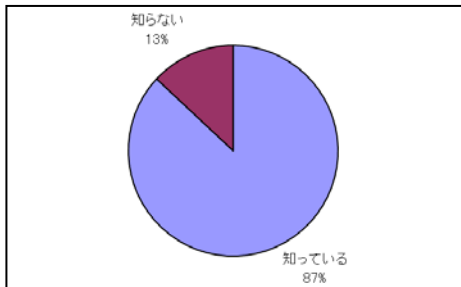
問4 あなたは、西米良村社会福祉協議会の広報誌「社協だより」を知っていますか。



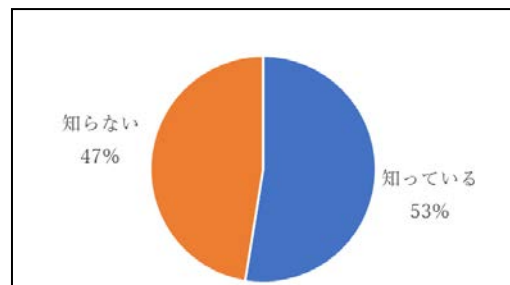
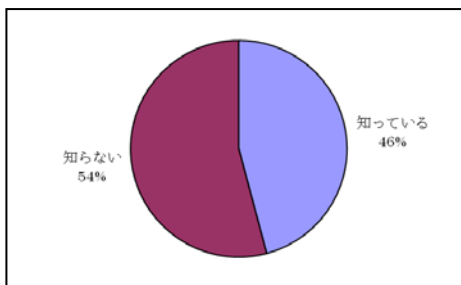
社協だよりを必ず読んでいる、ときどき読んでいる合わせて79%（前回調査比5%増）と高く関心が高いことがうかがえます。

問5 西米良村社会福祉協議会は以下の事業を行っています。あなたをご存知の事業はありますか。（平成25年10月） （令和2年10月）

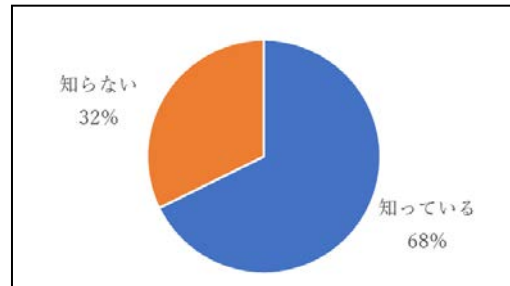
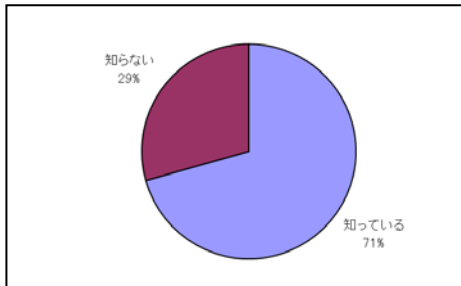
○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動



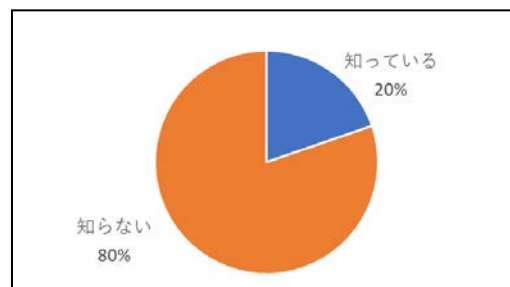
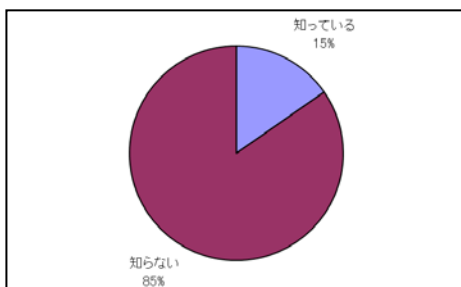
○民生委員児童委員協議会



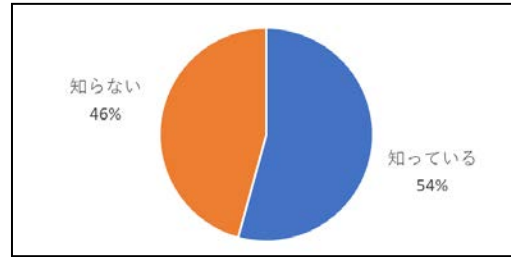
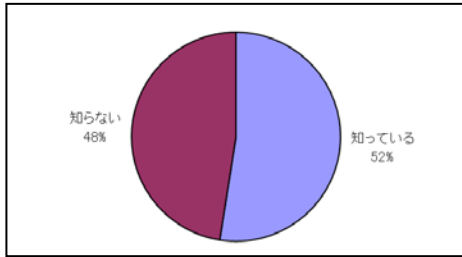
○シルバー人材センター



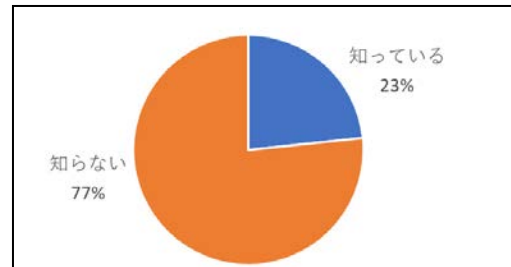
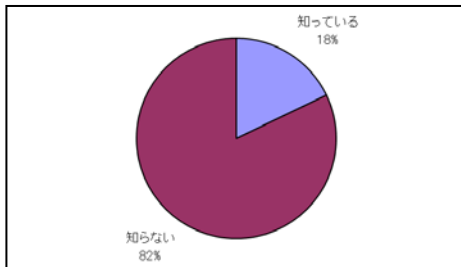
○たすけあい資金貸付



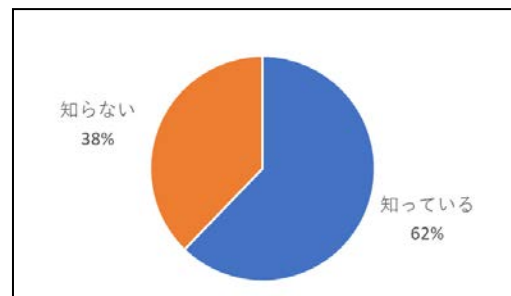
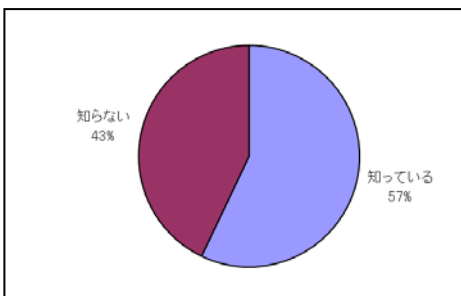
○米寿祝



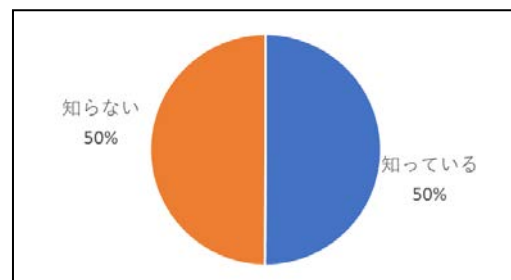
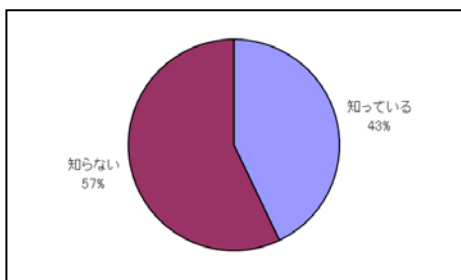
○生活福祉資金貸付



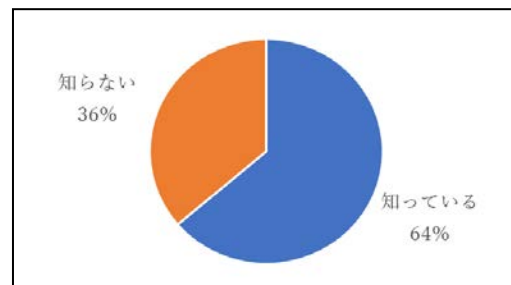
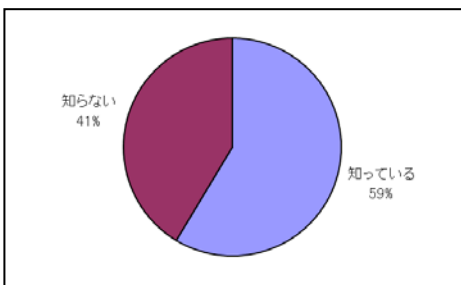
○老人クラブ連合会



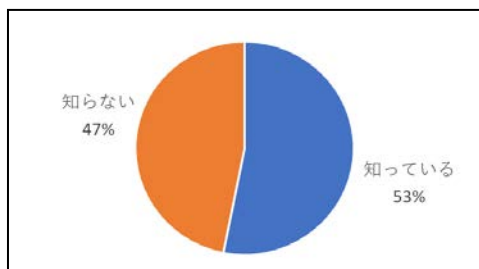
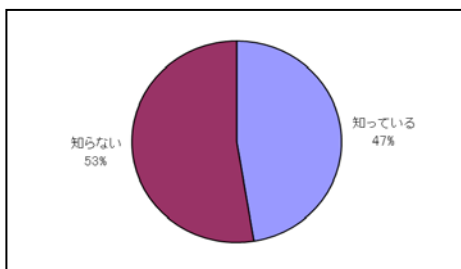
○戦没者慰霊祭



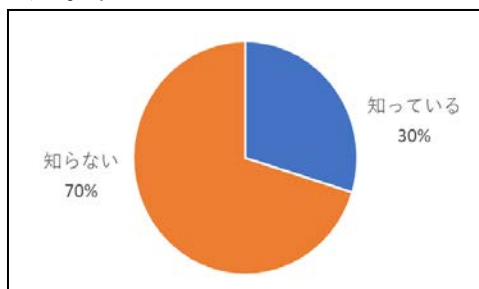
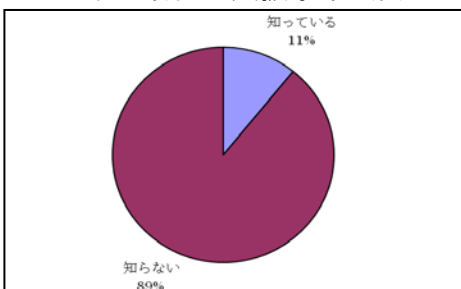
○介護予防事業



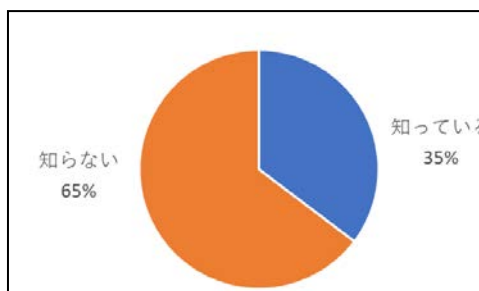
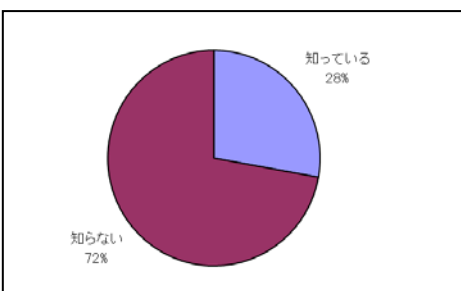
○日本赤十字社宮崎県支部西米良分區



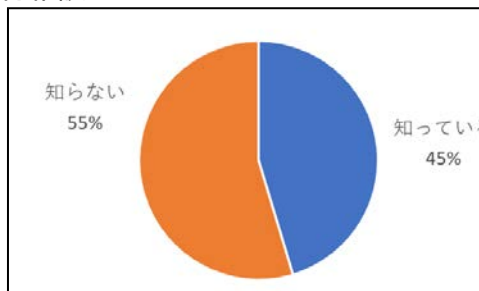
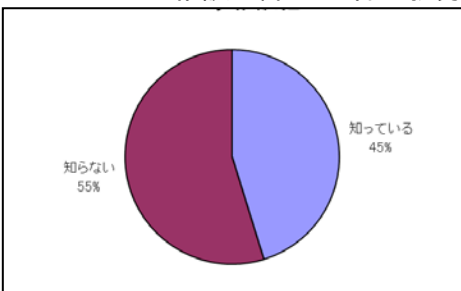
○日常生活自立支援事業（安心サポート）事業



○年賀状ふれあい事業



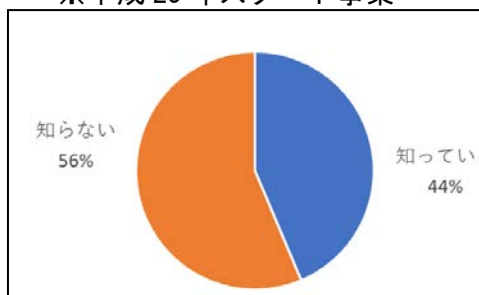
○心配ごと相談・障がい者の就労、療育相談



○福祉有償運送及びその他の外出支援

社会福祉協議会が行う事業については、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動を知っていると回答した人が87%と最も多くシルバー人材センター事業や老人クラブ連合会、介護予防事業も60%を超す認知度となっています。一方、生活福祉資金貸付が23%、たすけあい資金貸付が20%と認知度の低い事業もあり、村の行う福祉事業と絡

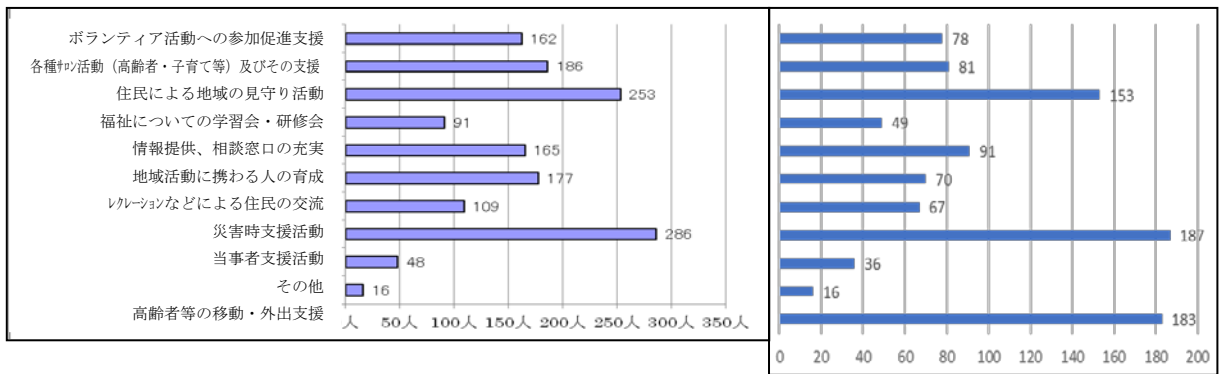
※平成25年スタート事業





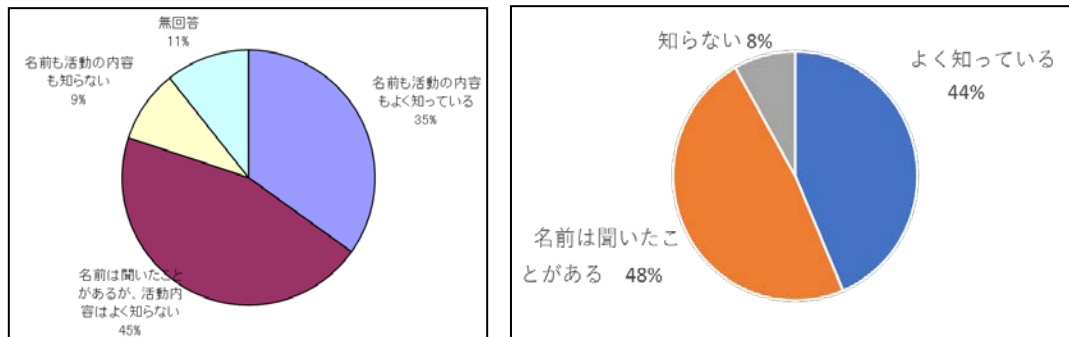
めながら継続的な啓発も必要だと感じました。平成25年度から開始しました福祉有償運送については44%の認知度でした。

問6 西米良村社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実して欲しいものはどれですか。



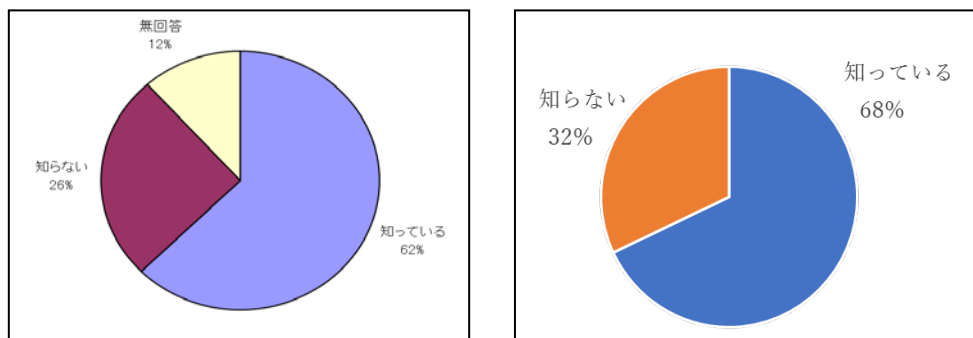
充実して欲しい活動・支援では、災害時支援活動が18%（前回調査比△1%）、前回は調査項目に入れていなかった、高齢者の移動・外出支援が同じく18%、住民による地域の見守り活動が15%（前回調査比△2%）と高い数値となっています。

問7 あなたは民生委員児童委員を知っていますか。



民生委員児童委員の制度を知っているかは、名前も活動の内容もよく知っている44%（前回調査比9%増）と認知度は上がってきているものの、まだまだ周知が必要なことがうかがえます。

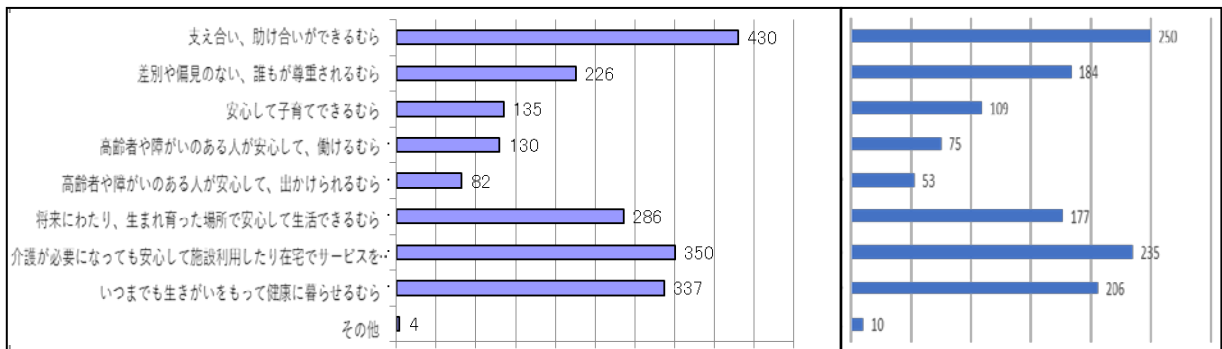
問8 あなたの地区の担当の民生委員児童委員を知っていますか。



地区の担当の民生児童委員を知っているかは、知っている68%（前回調査比6%）と認知度は上がってきているものの、まだまだ周知が必要です。

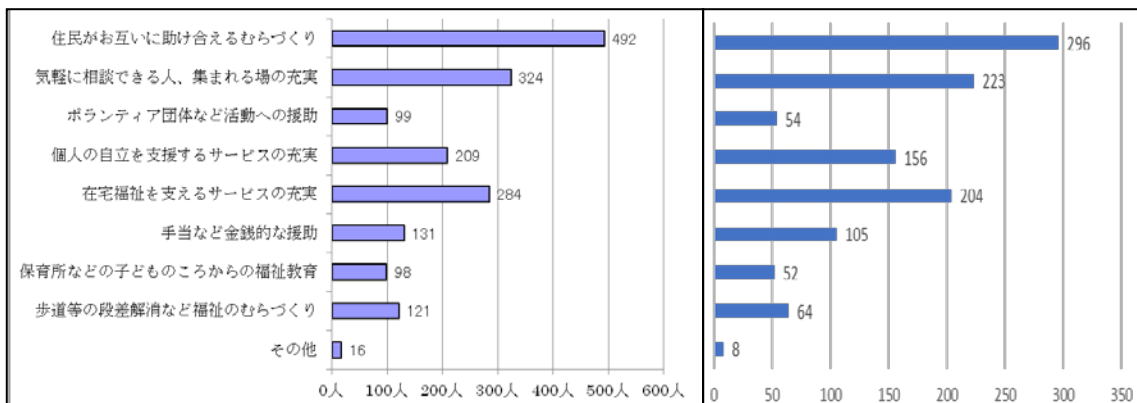
## 7 西米良村について

問1 あなたはこれから西米良村をどんな「福祉のむら」にしたいですか。



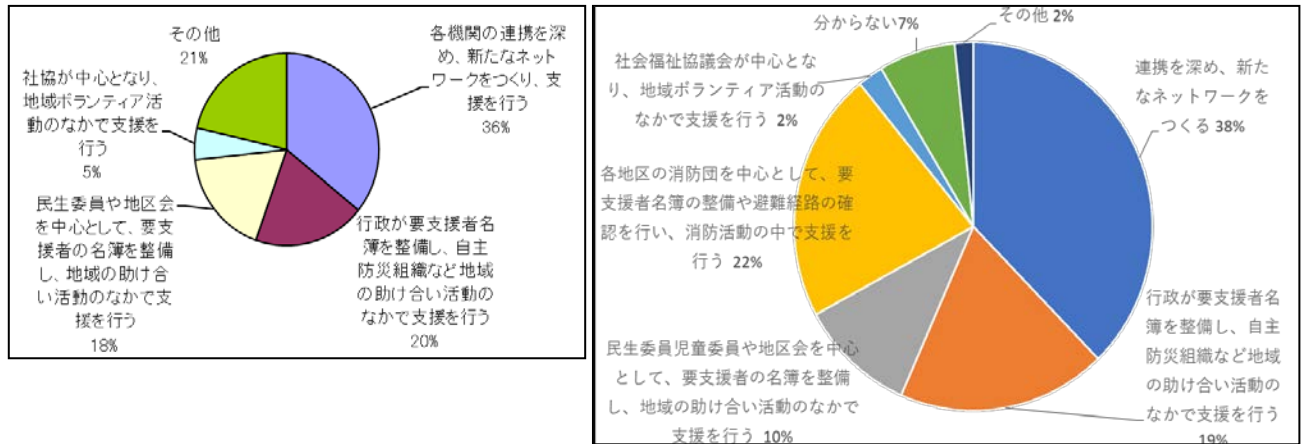
これからしたい「福祉のむら」は、の質問に対しては、お互いに支え合い・助け合いができるむらが約19%（前回調査比△3%）と最も多く、次に介護が必要になっても安心して施設利用したり在宅でサービスを利用できるむらが18%（前回調査比同%）、いつまでも生きがいをもって健康に暮らせるむらが17%（前回調査比1%増）となっており、前回調査時と順位の変動はありませんでした。

問2 あなたはこれからの西米良村の福祉は何を重点にすべきだと思いますか。



福祉の重点にすべきことは、住民がお互いに助け合えるむらづくりが約25%（前年度比△3%）と最も多く、気軽に相談できる人・集まれる場の充実が19%（前年度比1%増）、在宅福祉を支えるサービスの充実が18%（前年度比2%増）と続き、前回調査時と順位の変動はありません。

問3 あなたは災害時や緊急時において、障害のある人やひとり暮らしの高齢者などに対して避難支援や安否確認などの支援を行うためには、どのような体制をつくるのがよいと思いますか。



災害時や緊急時において、避難支援・安否確認などを行う場合、どのような体制を作ることが良いかは、各機関の連携を深め新たなネットワークづくりが38%（前回調査比2%増）、行政が要支援名簿を作成し自主防災組織など地域の助け合いが19%（前回調査時比△1%）であり、新たに設けた項目である、各地区の消防団を中心として要支援者名簿の整備や避難経路の確認を行い消防活動の中で支援を行うも22%と大きな割合を示しました。

**第3章 基本構想****第1節 計画の位置づけと計画期間****(1) 計画の位置づけ****① 法的位置づけ**

地域福祉計画の策定は、社会福祉法に位置づけられています。

社会福祉法は、第1条に定められた法の目的の実現のため、第4条で地域福祉の推進主体者、第6条で福祉サービスの提供体制の確保等に関する国と地方公共団体の責務を定め、第107条では地域福祉計画の策定について定め、第109条では市町村社会福祉協議会の役割等について定めています。

これらの規定に従い、地域福祉計画は、「第6次西米良村長期総合計画」に則しつつ、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、社会福祉事業の健全な発達に関する事項、住民参加による地域福祉活動の推進に関する事項を、地域福祉推進の主体者である「地域住民」「社会福祉事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」の基盤組織である西米良村社会福祉協議会と福祉サービスの提供体制の確保等に責務をもつ西米良村が協働により策定します。

**【 社会福祉法 】****(目的)**

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

**(地域福祉の推進)**

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

**(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)**

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

**(市町村地域福祉計画)**

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して

## 取り組むべき事項

- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項  
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## ② 「西米良村地域福祉活動計画」の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

「地域福祉活動計画」は、「地域福祉活動計画策定の手引き」の中で「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だつて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたとりきめ」と定義づけられています。

地域福祉の推進においては、西米良村社会福祉協議会が果たすべき役割も大きいため、「西米良村社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定することとし、公民協働による地域福祉推進の方向性を定める計画とします。

## ③ 他の関連計画との位置づけ

西米良村では、令和3年3月に「第6次西米良村長期総合計画」を策定しました。この計画は、人口減少や少子高齢化が、他自治体よりも速い速度で進展している本村にとって、他に先駆けた独自の施策を実施していく必要がある事から、これらの社会情勢に対応するため、10年後20年後を見据え、将来の本村のあるべき姿を描き、更なる高度情

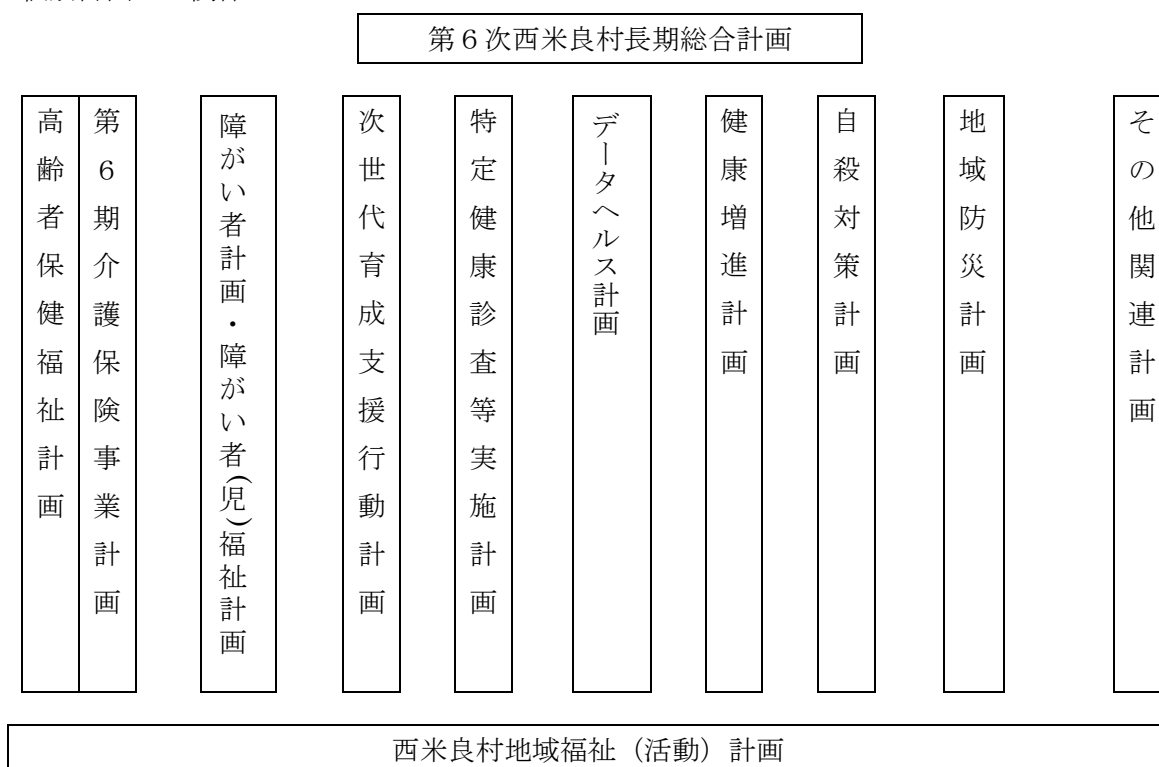
### 第3章 基本構想

#### 第1節 計画の位置づけと計画期間

報化、グローバル化に対応しながら、持続可能な地域社会の形成に資する村づくりの指針として策定しました。村行財政の指針となる最上位計画であり、令和3年度～令和7度を計画期間としています。西米良村には、総合計画に定められた方向性に基づき、さまざまな分野ごとの計画が定められています。

西米良村地域福祉計画は、「第6次西米良村長期総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

#### 個別計画との関係



#### (2) 計画の策定方法

地域福祉は、地域に関わるすべての住民が主役となり進めていくものであるという基本的な考え方から、この計画の策定にあたり、次のような方法で村民、住民組織団体等からの意見を幅広くうかがい、その意向の反映を図りました。

##### ① 村民へのアンケート調査の実施

地域福祉に対する村民の皆様の考え方や意見を幅広く聞くためにアンケート調査を実施しました。

なお、調査結果については、前章「西米良村の概要」の中に掲載します。

表1 アンケート調査の実施状況

調査時期	令和2年8月
調査対象	18歳以上の全村民 893人
調査方法	各地区組長による配布・回収
調査内容	① あなた自身について ② 地域との関わりについて ③ 地域福祉に対する考え方と参加の意向について ④ 健康づくりに関する取組や介護保険事業等の制度事業について ⑤ みんなで参加する地域社会について ⑥ 社会福祉協議会及び民生委員児童委員について ⑦ 西米良村について
回収結果	配布数 893 件に対し、回収数は 527 件、回収率 59%

## ② 地区座談会

本来であれば地区座談会を実施し、その意見を反映すべきですが、新型コロナウイルス感染症の予防対策として座談会は実施できませんでした。

## ③ 西米良村福祉健康課、西米良村社会福祉協議会の協議

福祉健康課と社会福祉協議会とで、現在の福祉の取り組み、課題、今後行っていくべき福祉活動等について多くの時間をかけて協議を行いました。

## ④ 関係機関との協議

村内特別養護老人ホーム、社会福祉協議会、西米良診療所など、医療福祉介護に携わる村内関係者との協議を行い本計画への協議を行いました。

## ⑤ 長期総合計画民生部会での協議

村民の代表による長期総合計画民生部会にて、現在の福祉政策の評価、今後必要となるサービス等について自由に意見を出していただきました。

## (3) 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



## 第2節 基本理念

令和3年3月策定の第6次西米良村長期総合計画において、その基本目標の中に「村民の健康と暮らしやすい村づくり」があります。このことは、村民一人ひとりが生涯、地域・社会・村の一員として、それぞれの立場で役割と生きがいを持ち、生き生きと心身ともに元気に暮らせる村を目指すことが必要となります。

それは、住民自身が「自分たちが住んでいる村は、自分たちの手で住みよい村にする」という住民自治の理念に立って、地域の福祉活動に参加し、村民同士が助けあう村づくりを推進することにほかなりません。

本村は、子どもからお年寄りまで心身ともに元気な村民による「村民総参加」による村づくりを進めます。

そこで、本計画の基本理念を以下のとおりとし、「西米良村と社会福祉協議会の基本目標」と「村民の皆様をお願いしたい行動」について決めました。

# 基 本 理 念

## 村民幸福度の高い福祉の村づくり

### 第3節 西米良村と社会福祉協議会の基本目標

- 基本目標1 生涯現役に向けた健康な村民づくり
- 基本目標2 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援体制づくり
- 基本目標3 高齢者が尊厳をもって暮らせる地域づくり
- 基本目標4 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり
- 基本目標5 福祉の困りごとを解決する仕組みづくり

### 第4節 支え合い助け合いができる村を目指して（村民の皆さんをお願いしたい行動）

- 基本目標1 地域のつながりをつくる
- 基本目標2 地域で支え合う体制をつくる
- 基本目標3 地域課題を解決できる体制をつくる
- 基本目標4 安全安心をつくる



**第4章 施策の展開****第1節 生涯現役に向けた健康な村民づくり****現状と課題**

私たちが住み慣れた地域で幸せに暮らすためには、心と体の健康が重要です。

本村は国民健康保険加入者における特定健診受診率が全国的に高く、村民の健康への関心が高いと考えられます。しかし、健診の結果からメタボリックシンドローム該当者や予備群の割合が高く、血圧が高めの方が多いという結果も出ています。また近年、高齢化により健診会場への移動手段のない方の増加と、若い世代の健康への関心低下などによる健診受診率の低下も懸念されます。

村民アンケートの結果からは、バランスのとれた生活や適度な運動、生活習慣病予防について学び、実践していくことが大切と考えている方が多いということがわかりました。

若い世代も高齢者も、すべての人にとって健康はかけがいのないものです。一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活躍することにより、地域の中の様々な活動の活性化が図られ、地域全体で支え合うまちづくりが実現されていくと考えられます。

**方針**

村民一人ひとりが地域の中でいきいきした生活を送るために、自分の健康状態を知り、よりよい生活習慣を身につけることで、健康寿命の延伸を目指します。

**重要施策① 健（検）診受診率日本一を目指して****■住民ができること**

- ・村が実施する健（検）診や職場の健（検）診を受診し、自分の健康に関心を持ちます。
- ・健（検）診受診について隣近所の声掛けにより自分の地区の受診率向上を目指します。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・健（検）診会場への送迎を行います。

**■行政ができること**

- ・国民健康保険加入者、75歳以上の高齢者、20歳以上の方を対象とした健診の実施及び健診により把握された方を対象に保健指導を行います。
- ・住民が受診しやすいように、健（検）診会場や日程について検討します。
- ・ホイホイラインや広報誌などを活用し、わかりやすい健（検）診の周知に努めます。
- ・未受診者を把握し、受診勧奨を行います。
- ・保健・医療・福祉が連携し、健康管理の支援や適正な福祉サービスの提供に努めます。

**重要施策② 運動習慣定着の促進****■住民ができること**

- ・ 日常の生活の中で、5分でも1分でも運動できる時間を見つけ取り組みます。
- ・ 地域の住民が参加しやすい運動サークルについて、各地区で検討します。
- ・ かかりつけ医に相談し一人ひとりが体調を見ながら無理のない範囲で運動を行います。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・ 事業の中に運動を組み込みます。

**■行政ができること**

- ・ ウォーキング事業など、住民が参加しやすい運動の事業を実施します。
- ・ 各地区等や団体が実施している運動サークル等について把握し、情報提供を行います。

**重要施策③ 食生活を見直そう****■住民ができること**

- ・ ホイホイラインや広報誌などの健康情報から、自分の食事を振り返ります。
- ・ 自分の食事摂取の適正量を知ります。
- ・ 塩分の取りすぎなど、食事について気になることは村の栄養士に相談します。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・ J A女性部や村婦人会と連携し、事業の中でバランスの良い食事を提供します。

**■行政ができること**

- ・ ホイホイラインや広報誌を活用し、食生活について情報発信を行うとともに、伝わりやすい発信方法についても検討します。
- ・ 生き生き教室や個別訪問などを活用し、世代や個人に合わせサポートを行います。
- ・ 各地区、各種団体等への出前講座を検討します。

## 第2節 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援体制づくり

### 現状と課題

村内の出産数は減少傾向にあり、ここ5年間を見ると平均で6.6人となっています。村では、これまでも妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行ってきたところです。近年、核家族化に伴い周りの支援を受けられずに孤独の中で子育てを強いられる家庭が多くなっており、本村も例外ではありません。多くの方が配偶者や祖父母、友人等に気軽に相談ができる一方、初産婦や転入者等は心配事や困り感をどこに相談すれば良いのか分からず、悩みを抱えたまま生活している状況が見受けられます。また、複雑多様化する子育て問題に対し、一つの機関だけでの対応は困難を極め、各関係機関と連携しながら限られた資源の中で問題解決に向けて支援を行っていくことが不可欠となっています。

確かな学力を身に着けさせるとともに、たくましく心豊かな子どもを育てるために、地域における子育て支援の充実や子どもの活動拠点の充実を図っていくことが求められています。そのような中、令和2年8月には認定こども園が完成し、新たな環境の下での保育が始まりました。土日祝日の認定こども園や放課後児童クラブの利用希望は少ないものの、冠婚葬祭や夏休みなど長期休暇中の保護者等が子どもを見られない時に利用を希望する人は多くいます。一方で、村民アンケートによると乳幼児一時預かり事業を知らない割合は81%を占め、事業の広報の必要性を感じました。また、住民が自主的に支え合い、助け合う関係が必要だと思う人が9割近くおり、子どもの登下校時の見守りなど、受けたいと思う支援と協力できると回答した支援が同数ほどありました。住民同士が支え合うことができるよう地域の中でニーズをマッチングしていくことが必要だと感じました。

### 方針

家庭を中心に地域、各教育機関等がこれまで以上に相互に連携協力しながら、0歳から15歳まで一貫した教育を行っていきます。さらに、村内で安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、相談機関を設置するなど環境づくりを進めていきます。

#### 重要施策① 『孤育て』ゼロ対策

健全な親子・家族関係を築けるようにするために、子育て世代を身近な地域で親身に支える仕組みを整備し、地域において子育てをする世帯が孤立しないようにします。また、子育て世代の課題に柔軟に対応できるよう関係機関と連携を図ります。

##### ■住民ができること

- ・挨拶などの声掛けや登下校時の見守りを行います。
- ・子どもと交流する場所を提供します。
- ・子どもが地域に出向いた時に、交流に参加します。

■認定こども園ができること

- ・相談があった場合、プライバシーに配慮して相談を受けます。
- ・地域との交流活動を増やします。
- ・小学校、中学校との連携を強化します。

■社会福祉協議会ができること

- ・ボランティアセンターを充実させ、世代を超えて交流できる場を提供します。
- ・従来ある交流の場は、内容（ふれあい交流事業、ほのぼの学級など）を再検討します。

■行政ができること

- ・利用できる子育て支援の広報（リーフレット作成など）を行います。
- ・健診等の母子保健サービスと地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整を行い、家庭に合った支援を行います。
- ・相談しやすい体制整備として、保健センターに『子育て世代包括支援センター』※<sup>1</sup>及び『子ども家庭総合支援拠点』※<sup>2</sup>を設置します。
- ・ひとり親世帯、子どもの貧困対策については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、包括的な相談・支援を行います。
- ・子育て世代にニーズ調査を行い、本村に必要な新規事業があるかを検討します。

※1 『子育て世代包括支援センター』

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じる機関。さらに、必要に応じて地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築する。

※2 『子ども家庭総合支援拠点』

地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性をもった機関。原則として18歳までのすべての子ども（とその家庭及び妊産婦等）を切れ目なく継続的に支援する。

**第3節 高齢者が尊厳をもって暮らせる地域づくり****現状と課題**

日本は高齢化社会を迎え、全国の高齢化率が28%、本村の高齢化率が42%を超え、今後更に高齢化社会による問題が増えていくと予想されます。

その中において認知症に関する問題、独居・日中独居・高齢夫婦の方からの不安や寂しさからくる身体的症状の訴え等が地域課題としてあります。

高齢者が尊厳をもって暮らせる地域づくりを行うことは、村民幸福度を高めることに直結します。元気な高齢者も、介護が必要な方も、すべての高齢者が村内で暮らせる環境づくりが求められています。

**方針**

高齢者の地域での生活及び活動を支える拠点の充実、各種サービスや事業の構築、拡充を図り、住み慣れた村でいつまでも安心して暮らし続けることができる村づくり（環境づくり）を行います。

**重要施策① 認知症対策**

認知症について理解し支えあいのできる環境づくりとして、認知症患者や認知症が心配される高齢者、そしてその方々を取り巻く家族や関係者を総合的に支援していく体制の構築、活動の拡充、推進を図ります。

**■住民ができること**

- ・サポーター養成講座を受講します。
- ・偏見を持ちません。
- ・見守り時に異常を感じたら関係者へ連絡します。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・認知症初期集中チームのサポート及びその対象者の自立生活への支援を行います。
- ・認知症サポーター養成講座を運営します。
- ・認知症に関する啓発・広報等を行います。

**■行政ができること**

- ・職員全員がサポーター養成講座を受講し知識を深めます。
- ・村民へサポーター養成講座の受講を勧めます。
- ・偏見を持たない地域作りに協力します。

- ・地域のパトロールを行います。
- ・認知症初期集中支援チーム<sup>※1</sup>の活動を促進します。
- ・認知症初期集中支援チーム検討委員会<sup>※2</sup>を設置します
- ・西米良村版認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を示すパンフレットを作成します。
- ・認知症サポーターを養成します。
- ・オレンジカフェ（認知症カフェ）事業を推進します。

**重点施策② 通いの場の利用**

通いの場とは、地域に住む高齢者等が集まり、様々な活動を通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたり生きがいを持って生活を継続できるような場所として、全国各地に設置されています。

本村においても、平成31年度に歯科診療所横の住宅を改修し公設の通いの場を設置しました。今後は世代を問わず、障がいを持つ方や小さな子供を持つ親などが集ったり相談ができるような拠点としての運営を検討し実施します。また、自然発生型の通いの場についても、村の活動との連携を検討します。

**■住民ができること**

- ・積極的に利用します。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・利用者の送迎を行います。
- ・通いの場内での事業開催及び運営を行います。

**■行政ができること**

- ・通いの場の役割や必要性などを地域住民へ広報します。

**重点施策③ 高齢者向け住宅の整備**

村内に住む独居高齢者や高齢者世帯においては、要介護状態でなければ受けられるサービスがないのが現状です。認知機能の低下により食生活や服薬管理など、日常生活を営む上で必要な能力が低下してきた高齢者は、村内での生活をあきらめ、村外へ出られることも少なくはありません。また、村外にも頼る親戚がない場合には、村内にて孤独死や自殺につながるリスクも生じます。このような状況を解決し、人生の最後まで村内で尊厳をもって生活ができるよう、高齢者住宅の整備を検討します。

**■行政ができること**

- ・医療福祉と連携が図れる住宅を考え建設します。

**重点施策④ 介護予防対策**

介護予防とは、心身の機能をできるだけ維持し介護が必要になることを未然に防ぐこと、または、介護が必要になった時も状態の軽減もしくは悪化を防止することを言います。高齢になって日常生活の活動量が少なくなると、全身の機能・記憶や判断力の低下に繋がります。村では機能低下を防ぐことを目的に、村内各公民館等で月2回ずつ介護予防運動教室（生き生き教室）を開催し、社会福祉協議会では独自の介護予防を実施しています。

**■住民ができること**

- ・積極的に参加し、近隣住民の方へ参加呼びかけを行います。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・参加者の送迎を支援します。
- ・社会福祉協議会独自の介護予防事業（ふれあい交流事業、生きがい体力づくり事業、歴史再発見の旅、生き生き教室交流会など）を実施します。

**■行政ができること**

- ・広報活動を行います。
- ・生き生き教室へ積極的な参加を促します。
- ・高齢者自立支援住宅改修給付事業<sup>※3</sup>を活用し介護予防に繋がります。

**重点施策⑤ 高齢者見守り**

高齢者の見守りについては、村より社会福祉協議会に委託し実施しています。今後とも、見守りが必要な高齢者は多くいらっしゃいますので事業の充実に努めます。

**■住民ができること**

- ・困っていることなどがあつたら行政等へ相談します。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・高齢者見守り事業（シルバー人材センター委託）を実施します。
- ・緊急通報、生活サポートシステムを導入します。
- ・西米良村民生委員児童委員協議会事務局の運営及び民生委員児童委員活動のサポートを行います。

**■行政ができること**

- ・関係機関との情報共有を密に行います。
- ・セルフネグレクト<sup>※4</sup>に関し、積極的にケアする体制を整えます。



※1 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム

※2 認知症初期集中支援チーム検討委員会

支援チームの設置及び活動状況について検討し、当該活動を行う日常生活圏域を含む地域の地域の関係機関や関係団体と、一体的に事業を推進していくための合意の場

※3 高齢者自立支援住宅改修給付事業

介護認定を受ける前に、段差解消や手すりを付けるなどの住宅改修を行うことで、転倒をはじめとする介護に陥るリスクを減らす補助事業

※4 セルフネグレクト

在宅で高齢者が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること



## 第4節 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

### 現状と課題

平成14年に国が策定した障害者基本計画においては、我が国が目指すべき社会は障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であることとされています。この共生社会においては、障がいのある方は、社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画すると共に社会の一員としてその責任を分担するとあります。この実現のためには差別や偏見をなくす必要があります。

本村におきましても、障がいのある方は100人以上おり人口の約1割を占めますが、村内に支援機関や雇用の場がないために不便をおかけすることがあります。村外の支援機関等との連携によるサービス提供体制の構築や、雇用の場の創出、差別や偏見をなくす教育、啓発に取り組む必要があります。

### 方針

障がいの有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、総合相談体制の構築、サービス提供体制の構築を図るとともに、障がいの理解を推進するための教育、行事等を行うとともに、災害時等において医療と福祉、住民が連携を図り、安心した生活基盤の整備を行います。

#### 重点施策① 切れ目のない支援体制の整備

障がいのある方、その家族等が日々の生活の中で抱えているニーズや課題にきめ細かい対応が受けられるよう、保健センターに総合相談窓口を設置し、地域の組織や関係機関と連携を図りながら、迅速で柔軟な対応を行います。また、障がいのある子どもが早い時期から適切な療育が受けられるよう、西米良村保健センター及びふたば園にて相談体制の充実を図ることで、地域で健やかに成長できるよう支援を行います。

##### ■住民ができること

- ・困りごとを抱えている人がいたら話を聞き、関係機関につなぎます。
- ・日ごろから声かけをし、困りごとはSOSを發します。

##### ■社会福祉協議会ができること

- ・相談支援体制の整備に向けて対応します。
- ・各種サービスや制度の範囲を拡充できるように整備します。
- ・訪問、安否確認などの見守り体制を整備します。

■行政ができること

- ・地域の組織等と協働して障がい者の家庭を把握します。
- ・相談窓口の周知、相談から終結まで流れの図式化を行い、ホイホイラインや広報誌でのお知らせを行います。
- ・必要に応じて保健・医療・福祉等の関係機関との連携を行います。
- ・各種サービスや制度の範囲を拡充できるように整備します。
- ・「通いの場」を活用し、安心して相談ができる体制づくりに努めます。
- ・近隣市町村の医療・福祉関係者と情報の連携を図り、広域的な医療体制を強化します。
  - ・就労に向けた機会と支援体制を整備します。
- ・就労を受け入れる事業者等への助成や相談・支援に向けたを整備します。

重点施策② 障がい福祉への関心と理解を高める

障がいの理解を進めるために、子どもから大人、高齢者に至るすべての世代が、福祉に関することに触れる機会の提供を整備します。

■住民ができること

- ・福祉に関する行事やイベントに参加します。
- ・ホイホイラインや広報誌等を読み、理解を深めます。

■社会福祉協議会ができること

- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度等について周知します。
- ・地域の組織等に対して福祉体験や学習会の機会を設けます。

■行政ができること

- ・サービスや制度についてホイホイラインや広報誌、ホームページを活用します。
- ・福祉に関する図書や映像を活用した学習会や上映会に向けた整備を行います。
- ・区長、民生委員に対してサービスや制度についての説明会や学習会を行います。
- ・各地区に出向いてサービスや制度について説明する機会を設けます。
- ・サービスや制度、関係機関がわかる冊子等を作成します。
- ・当事者の講話を小中学校に向けて行います（社会福祉協議会と共同実施）。
- ・事業所等に対して障がいの理解に向けた機会を設けます。
- ・掲示物を設けたり、疑似体験や講話等の機会を設けます。

**重点施策③ 安心して暮らせる生活基盤の整備**

障がいのある方、その家族等が住み慣れた地域で生活できるように、虐待の防止、災害やバリアフリー等の整備を行います。

**■住民ができること**

- ・危険な場所などを発見したら役場や関係者に連絡します。
- ・虐待に気づいたら、関係機関に連絡をします。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・災害時の見守りに向けて村内関係機関等との連絡体制を強化します。
- ・振り込め詐欺や訪問販売等などの被害を未然に防ぐ体制を整備します。
- ・ボランティア連絡協議会において、各種団体との連携を強化します。
- ・福祉有償運送事業の活用と拡充に努めます。

**■行政ができること**

- ・災害時の支援体制の整備を行います。
- ・行事やイベントで障がいのある人への配慮に向けた整備を行います。
- ・施設等でのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・避難行動要支援者名簿（障がい版）を作成し、災害時の情報伝達や避難体制等を強化します。
- ・虐待に関する窓口を周知します。
- ・避難訓練等で障がいのある方やその家族と災害時等での対応について話し合う機会を設けます。

**第5節 福祉の困りごとを解決する仕組みづくり****現状と課題**

地域福祉を取り巻く環境は、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、引きこもり、子育ての不安など、地域を取り巻く環境は複雑・多様化しており、このような問題を解決していくためには、村民同士で困りごとを気軽に相談できる地域づくりや、しっかりと対応できる仕組みづくりが必要です。特に医療資源、福祉資源の乏しい本村においては、いかにして効率的で効果的な相談（対応）体制を構築していくのか検討が必要です。また、全国的に医療福祉に携わる人材不足が叫ばれる中、本村においても必要な数の専門職を確保していくことが大きな課題となっています。

**方針**

地域共生社会へ向けた村民の意識の醸成を図ると共に、限られた医療福祉専門職や福祉人材を活用し、村民の困りごとを解決する仕組みづくりを行います。

**重要施策① 村民の困りごとを解決する仕組みづくり****■住民ができること**

- ・親戚や友人、行政機関など、気軽に相談できる相手を見つけます。
- ・第5章にまとめる「支え合い助け合いができる村を目指して」を見て、自分にできることから実践していきます。

**■社会福祉協議会ができること**

- ・社協だより・ボランティアセンターだよりを通じて、事業内容について紹介します。
- ・要介護者や健（検）診受診者、生き生き体操の参加者等の移動支援に努めます。
- ・高齢者等の買い物支援事業を計画・実施します。
- ・多世代が交流を行えるサロン活動等を計画・実施します。

**■行政ができること**

- ・地域包括支援センターを保健センターに設置し体制を整備することで、高齢者等の困りごとを相談・解決する拠点とします。
- ・多団体（多職種）が連携し、生活困窮者の自立支援に努めます。
- ・成年後見制度の啓発や制度利用促進に努めます。
- ・集落支援員を活用し、村民の困りごとの解決に努めます。
- ・差別・偏見が起きないように、適正な情報発信や勉強会等の実施に努めます。
- ・自殺者ゼロを目標に、啓発や相談事業を展開します。
- ・医療福祉職の人材確保に努めます。

## 第5章 支え合い助け合いができる村を目指して（村民の皆様をお願いしたい行動）

村民アンケートにおいて「あなたはこれからの西米良をどんな福祉のむらにしたいですか」の問いに対し、「支え合い、助け合いができる村」が一番多い回答でした。また、「あなたはこれからの西米良村の福祉は何を重点にすべきだと思いますか」の問いに対し「住民がお互いに助け合えるむらづくり」との回答が一番多くなりました。

「支え合い、助け合いができる村」「住民がお互いに助け合えるむらづくり」の実現のために、一緒に考えられることから実践していきましょう。

### 第1節 地域のつながりをつくる

#### （1）地域づくりを我が事とする意識づくり

全国的に少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化してきており、それに伴って地域のつながりの希薄化が懸念されます。今まで以上に地域のつながりを強くすることが求められます。

#### — 地域福祉への意識の醸成 —

- ・ 隣近所とのあいさつや日常のコミュニケーションを大切にしましょう
- ・ 地域活動を他人事と思わず、自分の事（我が事）として意識しましょう
- ・ 広報誌や回覧板などを通じて、積極的に地域の情報を得ましょう

アンケートによると、村内において隣近所と深い近所づきあいをしている方が多い一方、顔を合わせた時に挨拶をするだけ、ほとんど付き合いがない方もいらっしゃいました。村内全体で、あいさつを推進すると共に、日常のコミュニケーションを大切にすることで、地域コミュニティを強くしましょう。また、各地区で公民館等の地域活動が活発に行われていますが、地域活動の問題点として「活動の中心となる人の高齢化」「活動をする人（特に若年層）の確保」という回答が多くを占めています。地域活動を他人事と思わず、自分の事（我が事）として意識し参加しましょう。

広報誌には、地域の情報や村・社会福祉協議会からのお知らせも掲載しています。ホイラインでも旬な情報を放送していますので、積極的に地域の情報を得ましょう。

#### — 地域での人権意識の啓発 —

- ・ お年寄りや障がいのある方への思いやりを持ちましょう
- ・ 人権意識を啓発する講座などに積極的に参加しましょう

村の高齢化率は42%を超えており、超高齢社会をむかえています。また、村民の1割の方が何らかの障がいをお持ちです。「支え合い、助け合ができる村」の実現において高齢者や障がいをお持ちの方への思いやりはとても大切です。また「人権」は、人種や民族、性別などを超えて、誰にでも認められる基本的な権利です。村内外において実施される講座などに、積極的に参加することによって、人権意識を高めましょう。

— 地域と学校の連携 —

- ・ 福祉学習などを通じて、地域のことに関心を持ちましょう
- ・ 天包荘訪問や地域の活動の中で福祉の心を育みましょう

学校教育の一環として認知症学習や地域の高齢者との交流などの福祉学習が実施されています。子ども達が、学校の授業や地域の大人と一緒に福祉への関心を持つ機会や取り組みを通じて福祉の心を育みましょう。

(2) 村民が地域活動などに参加しやすい環境づくり

村民アンケートでは「あなたが地域で活動する際に支障になること等がありますか」の問いに対し、「支障はない」という回答が一番多かった一方で「仕事、学校の都合で参加できない」「健康や体力に自信がない」との回答も多数ありました。また、地区の行事や生き生き教室、サロン活動においては、年齢や性別、体力に関わらず、誰もが参加しやすい「機会」や「場」が求められています。

— 地域活動へのきっかけづくり —

- ・ 公民館活動や生き生き教室、サロン活動等に積極的に参加しましょう
- ・ 趣味や特技、経験を活かし、自分に合った地域活動に参加しましょう
- ・ 家族や職場が地域活動を行うことに理解を持ちましょう

村では、生涯現役元気村を目標に地域づくりを進めており、おがわ作小屋村や百菜屋などの観光施設や社会福祉協議会が運営するシルバー人材センターでは、高齢者の活躍が村を支える大きな力になっています。また、趣味や特技を生かしたサークル活動や公民館活動も多く行われており、地域での交流の場にもなっています。自分に合った活動を見つけ、積極的に参加しましょう。

— 交流の場づくりや交流促進 —

- ・ 誰でも気軽に立ち寄れる場や交流の場をつくりましょう
- ・ 行事への関心を深め周囲にも声かけしながら積極的に参加しましょう

村内では、商店などが地域の方々の交流の場になっており、個人的に「居場所」を開設している方もいます。村では、こういった取り組みを応援します。また、生き生き教室や社会福祉協議会等の行う各種サロン活動への運営補助による継続的な実施支援を行っています。

こうした活動や、地域で行われる各種行事への参加を促すために重要なことは、「一緒に行こや！やってみよや！」というあなたの声かけです。



<参考>

地域のサロン活動

事業名	活動内容	活動場所	開催時期
		対象者	
きらら市房	クリスマス、節分、ひな祭りなど季節行事に合った作品作りをしたりゲームなどを行う。	上米良多目的集会施設	年1回
		上米良地区高齢者、住民	
なの花会	音楽に合わせた運動やお茶会を行い、世間話等で楽しむ。参加希望者歓迎。	板谷多目的集会施設	月1回
		板谷婦人会	
笑の会	編み物や作品を作り、佗佗文化祭に出品するなど佗佗と活動している。編み物が好きな方歓迎。	八重活性化センター	毎月1回
		八重地区女性	
村所東	バレンタインデーにチョコレート交換会や昼食会、ニュースポーツを行うことで、楽しく過ごす。	村所公民館	2月14日
		村所東長寿会 村所西さんさんクラブ	
長寿会	希望(参加)された方みんなで季節の料理を作り、会食しながら交流を深める。	みちくさ	不定期
		地域住民・希望者	

社会福祉協議会主催のサロン活動

事業名	活動内容	活動場所	開催時期
		対象者	
ふれあい交流事業	地域の高齢者とゲームやニュースポーツ、昼食会を通して世代を超えて交流を深める。	各地区公民館	各地区1回 年8回実施
		65歳以上の方 ふたば園児等	
生きがい体力づくり事業	体力づくりの一環としてグラウンドゴルフ大会を開催。チーム編成も地区混合で行い、地域を超えた交流を目的に実施する。	健康増進広場	年1回実施
		65歳以上の方	
歴史再発見の旅	西米良村の歴史とゆかりのある地域を訪ねる。	村外	各地区 年1回実施
		65歳以上の方	
地域支援事業	西都市、球磨郡方面の大型量販店へ買い物にお連れする事業。	西都市・球磨郡	不定期
		65歳以上の方	

## 第2節 地域で支え合う体制をつくる

### (1) 地域福祉の担い手づくり

村民アンケートにおいて、「あなたは地域でどのような活動をされていますか」の問いに対し、「地区会の活動」が最も多かったのですが、地域活動の問題点については「活動の中心となる人の高齢化」が最も多く、今後、継続していくために体制の再構築が必要です。

また、村内に医療福祉介護の専門職が不足しており、その確保が求められています。

#### — 担い手の発掘・養成 —

- ・ 見守りなどの支援が必要な人に、隣近所で協力して声かけしましょう
- ・ 地域で求められている役割に、自分にできるものがないか考えてみましょう

地域コミュニティが強いのは西米良村の誇れるところです。見守りが必要な方は、隣近所で協力して声かけしましょう。また、この地域にこんな人がいてくれると安全・安心・便利になるという事はたくさんあります。自分にできることはないか考えてみましょう。

#### — 活動しやすい環境づくり —

- ・ 地域の行事を通じて、地域活動に参加しやすいきっかけづくりを進めましょう
- ・ 各種団体が行う年間行事に、1つ福祉事業を入れましょう

アンケートによると、公民館活動等において、参加者・役員共に高齢化している実態が分かります。年齢関係なく、地域の行事等に参加することから始め、地域活動へのやりがいを感じましょう。また、村内の各種団体が行う年間行事に、例えば「認知症の研修を受講する」「高齢者のお宅を訪問し話し相手になる」などの福祉活動を1つ以上取り入れていくことで、大きな福祉の充実が図れます。

### (2) 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

村内の見守り支援として、民生委員児童委員によるものや、村が社会福祉協議会へ委託して実施しているもの、ICTを使ったもの等がありますが、地域課題も複雑多様化している中で、住民が主体的に解決を試みる体制づくりが求められています。

#### — 社会福祉協議会の活動への理解 —

- ・ 「社協だより」「ボランティアセンターだより」を通じて、活動に関心を持ちましょう



## 第5章 支え合い助け合いができる村を目指して 第2節 地域で支え合う体制をつくる

社会福祉協議会では、毎月の回覧板において「社協だより」や「ボランティアセンターだより」を発行しています。地域福祉活動につながる情報もあると思いますので、興味を持って見ていただくことで、社会福祉協議会の活動にご理解をお願いします。

### — 住民相互の見守り支援活動の充実 —

- ・ 困りごとを抱えている人に早めに気づけるよう日頃から声をかけ合いましょう
- ・ 地域課題を把握するための話し合いの場を持つようにしましょう

日ごろから隣近所で声かけを行っていく事で、困りごとや悩みを抱える人を早めに気づけるようになります。回覧板や広報誌などを回覧・配布する際にも、困りごとや悩みごとがないかなど声かけをしてみましょう。

また、公民館活動などの中で、地域課題について話し合いの場を持つようにしましょう。

### 第3節 地域課題を解決できる体制をつくる

#### (1) 困りごとを発信しやすい環境づくり

村民アンケートの結果から、「暮らしの問題で困ったとき、相談できる人がいない」と感じている人がいることがわかりました。一人で暮らす高齢者や、移住者など、皆さんの周りに困っていそうな人はいらっしゃいませんか？隣近所や地域で相談しあえる地域づくりが、村民皆の安心した暮らしにつながります。

#### — 情報を正しく理解する —

- ・ 広報誌や回覧板を見たり、ホイホイラインを聞きましょう

村では広報誌や回覧板、ホイホイラインを通じて、村民の皆さんにお伝えしたい情報を発信しています。その中にはいろいろな相談についての情報もあり、困りごとを相談できる日や、相談場所について案内しています。自分のために、隣近所や地域の人のために、広報誌や回覧板、ホイホイラインから情報を収集することが大切です。

#### — 支援の輪を繋げる —

- ・ 災害やいざという時に支援が必要な方は、村や民生委員に緊急連絡先などを事前にお知らせしておきましょう
- ・ 困ったときに相談できる人を探しておきましょう
- ・ 困っていそうな人を見かけたら、村や民生委員に教えてください

「困った」といっても、暮らしのこと、仕事のこと、家族や友人のこと、お金のこと、子育てのことなど様々ありますが、どんな困りごとでも誰かに話すことで解決したり、気持ち楽になることがあります。家族、職場の同僚、隣近所、民生委員、役場や保健センター職員など、誰でもかまいません。困ったときに相談できる人を探しましょう。また、困っているときに「困った」と言えない人もいます。困っていそうな人を見かけたら、村や民生委員に教えてください。

## 第4節 安全・安心をつくる

### (1) 安心して暮らせるための基盤づくり

村民アンケートの結果から、3人に1人以上の人が「一人暮らしの高齢者などの見守り、声かけ」や「地域の環境をよくするための活動」をしていきたいと考えていることがわかりました。犯罪や交通事故を防止し、村民皆が安全で安心した生活を送るためには、地域住民によるこれらの活動がとても大切です。

#### — 防犯につなげる —

- ・ 道路の危険箇所や防犯灯の不具合などを発見したら、連絡をください
- ・ 「声かけ」は立派な防犯活動です

地域で相互に挨拶を交わし、つながりを強くすることが、地域の人々が犯罪に巻き込まれることを防ぐ立派な防犯活動となります。また、道路の危険箇所や防犯灯の不具合などが発生したとき、発見した人が公民館や関係機関に連絡をいただくことで、早期対応につながり、事件や事故を防ぐことができます。

### (2) 災害に強いまちづくり

山々に囲まれている本村は、避難を要する災害が毎年のように発生しています。そのような状況の中、村民アンケートの結果から、「受けたいと思う支援や協力」で最も意見が多かった項目は「災害時の避難支援 安否確認」となっており、「皆さんが近所の世帯に対して支援や協力できること」についても、約27%の人が支援・協力できると回答しています。災害時の支援や協力を必要とする人が必要な支援を受けられるようにするためには、地域の人々の協力が不可欠です。

#### — 災害について考える —

- ・ 地域の防災、避難訓練に参加しましょう
- ・ 災害時の避難支援における新たなネットワークで、自分の地区でできることを考えてみましょう

村民アンケートでは、災害時や緊急時における障がい者や一人暮らしの高齢者に対する避難などの支援について、「連携を深め、新たなネットワークをつくる」ことがよいと考えている人が一番高い割合（38%）という結果でした。新たなネットワークをつくるためには、消防団・行政・民生委員・社協に加え、各地区の皆さんの協力が欠かせません。皆さんの地区ではどんな災害が考えられるか、避難支援や安否確認が必要な人はいるのか、地域でできること、消防団や行政などをお願いしたいことを考えていきましょう。

### (3) 権利擁護の推進

権利擁護とは、認知症などで物事を判断できなくなった高齢者や、知的障がい者などの権利を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるように支援をすることです。判断能力が十分でない人々は生活に困るだけではなく、怒鳴られる・自分のお金を渡してもらえない・ご飯を食べさせてもらえないなど、「虐待」を受けることもあります。今支援が必要な人もそうでない人も、権利擁護について考えていくことが、地域での安心した暮らしにつながります。

#### — 権利擁護を考える —

- ・ 成年後見制度について、考えていきましょう
- ・ 虐待について、考えていきましょう
- ・ 認知症患者さんの応援団になりましょう

成年後見制度とは、家庭裁判所から選ばれた人が、認知症などにより判断能力が低下した人や知的障がいのある人をサポートする制度です。

「虐待」は児童、高齢者、障がい者でそれぞれ法律が制定されており、発見した時には通報（通告）することになっています。虐待にも種類があり、今まで「虐待」と思っていなかったことが「虐待」にあたるかもしれません。

村民みんなで「成年後見制度」や「虐待」「認知症」について学び、知識を深めていく事が権利擁護に繋がります。

## 第6章 計画推進体制

### 第1節 計画の推進

#### (1) 協働による計画の推進

西米良村地域福祉（活動）計画の基本理念である「村民幸福度の高い福祉の村づくり」を実現するためには、村民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を分担して福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

今回の計画では、「西米良村と社会福祉協議会の基本目標」に加えて、「村民にお願いしたい行動」を策定しました。参考にいただき、自分にできることから実践していただきたいと考えています。すべての村民が地域福祉を推進するための貴重な資源であり、一人ひとりができること（自助）、隣近所、地域、関係機関・団体ができること（共助）、行政の役割（公助）まで、連携することで計画の推進を目指します。

#### (2) 計画の進行・管理

西米良村地域福祉（活動）計画は、関係する高齢者福祉計画、子ども子育て支援事業計画、障がい者福祉計画などと連携を図り、計画の進行・管理・評価を行っていきます。

また、定期的に村民アンケートを実施し、村民の意識の変化等を分析することで、事業を評価していきます。

#### (3) 計画の普及・啓発

西米良村地域福祉（活動）計画は、計画書及び計画書の概要版を作成し、ホームページや広報誌を活用し広報を行い、内容の周知を図ります。

また、地区の集まりや民生委員児童委員の集まりの場など、様々な機会を活用してこの計画を説明し、理解と協力を求めていきます。

### 第2節 計画の評価

#### (1) 計画の評価

西米良村地域福祉（活動）計画を実行性のあるものとして推進していくために、「PLAN（策定）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（見直し、更新）」を行い、次期計画の策定に繋げていきます。



## 西米良村福祉健康課、西米良村社会福祉協議会による協議結果

### (1) 社会福祉法に基づく必要事項の協議

社会福祉法 106 条の 3 第 1 項において、市町村地域福祉計画においては、以下の 5 つを踏まえなければ地域福祉計画とは認められないとされています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通で取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制に関する事項

このことから、①から⑤までの視点で、「現在行っている取り組み」「課題」「今後取り組んでいくこと」について、西米良村福祉健康課と西米良村社会福祉協議会とで協議を行い様々な意見が出されました。内容については以下のとおりです。

#### ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通で取り組むべき事項

##### ○現在行っている取り組み

###### 高齢者対策

- ・ 買い物支援事業
- ・ 各地区（団体）における活動（おがわ作小屋村、みどりグループ、いとまき楽部、百菜屋、古参竹グループ、ホテルの里、なのはな会、語り部の会）が高齢者等の生涯現役にての活躍の場になっている。
- ・ 社会福祉協議会による移動外出支援
- ・ ホイホイラインや訪問による見守り（社協への委託事業）
- ・ 高齢者見守りシステムの導入
- ・ 日常生活自立支援事業（安心サポート）事業

###### 子育て対策

- ・ 認定こども園の設置により、子育ての新たな拠点となった。
- ・ 生後 6 か月から保育園にて預かりが可能。

###### 生活困窮者対策

- ・ 生活困窮者支援会議の発足
- ・ 生活に関わる行政サービスの担当部署、関係機関との情報共有・連携

###### 障がい者対策

- ・ 障がい者のヘルパー利用が一部可能となった
- ・ 障害者就業・生活支援センターとの連携
- ・ 通いの場の設置

## <参考資料>

### 1、西米良村福祉健康課、西米良村社会福祉協議会による協議結果

#### **権利擁護**

- ・広域での成年後見センターを令和3年度に高鍋町社会福祉協議会へ設置予定
- ・法テラスとの連携

#### **虐待対策**

- ・虐待については、発生のためにコア会議等を開催し早急な対応を行っている
- ・虐待については、加害者・被害者両方の支援方法を検討する
- ・虐待について対応への判断が困難な場合には、専門職チームに助言をいただく体制がある。

#### **その他**

- ・村内に保護司（2名）がいる。
- ・地区ごとに公民館・民生委員・婦人会・消防などが組織されている。
- ・地域ごとの地域性や文化が残っている。
- ・自殺対策については、各課職員の役割が規定されている。
- ・医療連携会議、ケア会議が毎月開催されている。
- ・情報共有会議を毎週月曜日に開催している。

## ○現在の課題

#### **高齢者対策**

- ・認知症の支援体制が確立していない。
- ・介護認定を受けている方は、社会福祉協議会の福祉有償運送を利用できるものの、そうでない高齢者は移動手段が乏しい。
- ・村内の住居においては、高齢者には日常的に危険が生じている所もある

#### **子育て対策**

- ・出生数が少ないため、育児サークルなどの活動ができない。
- ・移住者は親戚が近くに住んでいないため、子育て支援者が近くにいない。

#### **生活困窮者対策**

- ・移住者の困りごとに気づくことが難しい（立ち入った話ができない）

#### **障がい者対策**

- ・障がい者の就労・活躍の場がない
- ・ひきこもり者や障がい者への支援が少ない
- ・人員不足の職場はあるが、就労困難者とのマッチングはうまくできていない。

#### **権利擁護**

- ・弁護士相談事業が、年に1・2度しか開催されない

#### **虐待対策**

- ・虐待の定義が村民に浸透されていない
- ・村内に専門職が少ない

## ＜参考資料＞

### 1、西米良村福祉健康課、西米良村社会福祉協議会による協議結果

#### その他

- ・空き家が増えている。

#### ○今後取り組んでいくこと

##### 高齢者対策

- ・地域包括ケアシステムの確立
- ・地域包括支援センターの強化
- ・移動外出支援の充実
- ・引きこもりや認知症にならないための予防活動の充実
- ・村内施設に入所できない高齢者の生活を守る仕組みづくり
- ・地域の見守り機能の強化
- ・認知症に関する正しい理解を深めるための意識啓発

##### 子育て対策

- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置による相談機関の明確化

##### 生活困窮者対策

- ・関係機関の連携強化による、対象者の早期発見と早期支援

##### 障がい者対策

- ・障がい者の就労・活躍の場の確保
- ・障がい者就労受け入れ先の開拓（受け入れ先への助成や援助）
- ・障がい者就業・生活支援センターやハローワークと連携した就労支援
- ・地域コミュニティの強化
- ・世代や趣味、境遇など小さな単位の集まりやイベントの開催

##### 権利擁護

- ・成年後見制度の理解を深めるための啓発

##### 虐待対策

- ・虐待ケースごとのマニュアル化

##### その他

- ・ワンストップ相談窓口の設置
- ・民生委員との連携
- ・ファミリーサポートセンター検討

#### ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

##### ○現在行っている取り組み

##### 支援機関の連携

- ・毎週月曜日に情報共有会議



## ＜参考資料＞

### 1、西米良村福祉健康課、西米良村社会福祉協議会による協議結果

- ・毎月1度、医療連携会議と地域ケア会議を実施

#### ○社会福祉従事者の確保・専門性の向上

- ・医療福祉介護職の奨学資金制度の創出
- ・大学や専門学校を訪問することによる人材確保
- ・大学生や専門学校生に村内で研修を受けてもらうプログラムの実施

#### ○サービスの評価やサービス内容の確保

- ・広報誌等を活用した福祉サービスの啓発

#### ○権利擁護の仕組みづくり

- ・令和3年度より、高鍋町に広域の成年後見センター（中核組織）を設置する

#### ○避難援護者支援、日常の見守り

- ・民生委員・社会福祉協議会で作成する避難援護者名簿を活用し、台風等の際には事前に、社会福祉協議会、天包荘、福祉健康課が連携して情報収集を行い、防災部局へ情報提供を行う。

#### ○課題

##### 支援機関の連携

- ・現在は天包荘に包括支援センターを委託しており、村民は相談事を保健センターにすべきか、天包荘にすべきかわかりづらいのではないかと。

##### 社会福祉従事者の確保・専門性の向上

- ・従事者の高齢化
- ・人材確保

##### サービスの評価やサービス内容の確保

- ・サービスが必要な方はインターネットを活用できない方が多く、啓発が難しい

##### 権利擁護の仕組みづくり

- ・成年後見制度について、広く知られていない。

##### 避難援護者支援、日常の見守り

- ・危険な場所に住む方が早めに避難してくれないと、消防団員等を危険にさらすことになる
- ・高齢者等については情報収集を行うが、小さなお子さんを持つ家庭についても避難情報の提供、避難支援を行っていない。
- ・避難所に、授乳室やミルク設置等の配慮がない
- ・避難所に、障がいを持つ方への配慮がない。
- ・ハザードマップがない

#### ○今後取り組んでいくこと

##### 支援機関の連携

## <参考資料>

### 1、西米良村福祉健康課、西米良村社会福祉協議会による協議結果

- ・地域包括支援センターの強化、再検討
- 社会福祉従事者の確保・専門性の向上**
- ・資格取得のための財政的支援の検討
- サービスの評価やサービス内容の確保**
- ・福祉サービス全般を紹介するパンフレットの作成・配布
- 権利擁護の仕組みづくり**
- ・成年後見制度の啓発・相談窓口を保健センターに設置する
- 避難援護者支援、日常の見守り**
- ・ハザードマップの作成・配布
- ・地区、組単位の避難訓練を検討

### ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

#### ○現在行っている取り組み

- ・西米良診療所、社会福祉協議会、天包荘との連携した福祉事業の展開

#### ○課題

- ・民間等の新規参入が見込めない。
- ・NPO等の組織がない。

#### ○今後取り組んでいくこと

- ・障がい者の相談機関とのつながりを開拓する必要がある
- ・訪問介護の充実（後継者確保）
- ・地域で孤立をなくすための意識啓発

### ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

#### ○現在行っている取り組み

##### 活動拠点に関する支援、地域住民の自主的な活動と公共的サービス連携

- ・各地区の商店が地域の居場所となっている
- ・自主的に居場所を運営されている方がいる
- ・自主的に地域の高齢者へ配食を行っている方がいる

#### ○課題

##### 活動拠点に関する支援、地域住民の自主的な活動と公共的サービス連携

- ・村内にNPO等の組織がない
- ・村民への意識啓発が足りていない

##### 住民への関心の共有化、動機づけと意識の向上

- ・現在、このような取り組みは少ない

○今後取り組んでいくこと

**活動拠点に関する支援、地域住民の自主的な活動と公共的サービス連携**

- ・各地区商店（居場所）と公共的サービスの連携を検討
- ・生きがいにつながる作業等ができる居場所の整備の検討

**住民への関心の共有化、動機づけと意識の向上**

- ・福祉に関する啓発映画を、毎月保健センターで上映する
- ・職員の意識啓発を行うための取り組みを始める
- ・村民の福祉に対する意識啓発のために「福祉まつり」の開催を検討

⑤ 包括的な支援体制に関する事項

○現在行っている取り組み

**地域福祉を推進する人材の養成、民生委員活動の充実**

- ・医療介護福祉職の奨学金制度の創出
- ・民生委員定例会において福祉講話受講
- ・隔年で民生委員の先進地視察研修を実施

**住民が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境整備**

- ・地域住民の交流拠点として、各地区公民館がある
- ・村内に6つのサロンがある（社会福祉協議会が年間1万円の活動資金を助成）

○課題

**地域福祉を推進する人材の養成、民生委員活動の充実**

- ・村内に専門職が不足している
- ・専門職においては、県内で取り合いになっており、なかなか確保に繋がらない

**身近な圏域において相談を包括的に受け止める体制整備**

- ・人力的、人口的に見て、各地区に相談窓口を置くことは不可能
- ・周囲の目があり相談しに行きにくいとの声もある

**多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築**

- ・支援が必要である村民の早期発見
- ・高齢者等の移動手段が乏しい

○今後取り組んでいくこと

**地域福祉を推進する人材の養成、民生委員活動の充実**

- ・福祉専門職資格取得のための財政支援の検討
- ・民生委員と保健センターとの情報共有による効率的な地域見守り
- ・村内の専門職の配置状況を見える化

**住民が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境整備**

- ・地区総会等で時間をいただいて、意識啓発のための研修が実施できないか検討
- ・サロン事業の村民への周知（高齢者等の生きがいつくり）

**身近な圏域において相談を包括的に受け止める体制整備**

- ・保健センターを総合相談窓口とする体制整備を検討
- ・ホイホイラインを活用した相談環境の構築
- ・年に数回程度の「保健センターだより」発行について検討

**多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築**

- ・生き生き教室の交流会の実施
- ・認知症初期集中支援チームの支援体制の強化
- ・子育て包括支援センター等の整備
- ・買い物支援の充実化

**（２）村民アンケート結果を受けての協議内容**

**1、あなた自身について**

- ・健康寿命が延びたため、働いていない人も増加しているのではないか。
- ・年金受給者の中に自営業の方がいる。
- ・独居老人が微増。
- ・2割が移住者、8割が村出身者。

**2、地域との関わりについて**

- ・ほとんど付き合いがない方が4%いる。
- ・相談相手として、親戚と回答した方が減少している。
- ・相談相手として、行政と回答した方が増加している。
- ・相談できる人がいないと回答した方も少数だがいる。
- ・地域で青年会活動をしていると回答した方は前回調査時と比較して1.8%増
- ・地域で老人クラブ活動をしていると回答した方は2%減
- ・地区行事参加に対し、職場の理解があることは大きい
- ・地域の活動における問題点は、若者の確保である。
- ・青年活動は参加するが、地域活動へ参加する若者は少ない
- ・移住者へ地域活動への周知が足りない。
- ・民生委員・区長・組長へ移住者を繋げられていない。

### 3、地域福祉に対する考え方と参加の意向について

- ・移住者への子育て等の声掛けが必要。
- ・ベビーシッターの講座ができないか。
- ・高齢者や子供、障がい者へすぐにできる支援も多い。
- ・地域を上げての避難訓練の実施が必要ではないか。
- ・移住者が増えたことにより、プライバシー不安も増えているのではないか。
- ・地域における福祉の充実には、行政を頼りにする声が多い。
- ・広報誌等を活用し、福祉制度・サービスについて周知を図る必要あり。
- ・村民へ地域福祉・共生社会の大切さや取り組みなどを広報する必要あり。

### 4、健康づくりに関する取組や、介護保険事業等の制度事業について

- ・ジムなどの運動をする場所・機械があると良い。
- ・運動や食事のバランスは大切。
- ・運動教室への参加はハードルがある。
- ・村栄養士による栄養講座やレシピ作成・配布があると地域で豊かな食生活に繋がる。
- ・一人で運動をしたいと考える人が増加、グループでしたいと考える方は減少。
- ・地区対抗のスポーツ大会をバレー以外でも実施しては。

### 5、みんなで参加する地域社会について。

- ・制度の狭間にある高齢者や、引きこもりや人との関りを拒否しがちな方々への地域での対応を慎重に検討する必要あり。
- ・精神障がい、知的障がいへの対応は、地域参加を求める前に専門的な知識、設備等整備が必要。
- ・子どもに対しては、地域福祉よりも地域教育に力を入れるべきではないか。
- ・傾聴等、見守りのスキルを上げる研修等が必要ではないか。
- ・認知症や障害等に対する理解を深めるための啓発が必要。
- ・共生社会に対する意識啓発が必要ではないか。
- ・村民が一丸となって認知症の見守りをする必要があるではないか。
- ・「こんなボランティアを求めています」といったチラシがあると良い。
- ・有償ボランティアを始めてはどうか。
- ・支えての高齢化が問題。
- ・ボランティアのニーズを掘り起こし、活動とマッチングさせる必要がある。

### 6、社会福祉協議会及び民生委員児童委員について

- ・前回調査時と比較しても社会福祉協議会の認知度が上がってきている。
- ・社会福祉協議会の事業が増加したことに比例して社会福祉協議会の認知度も上がっ

## <参考資料>

### 1、西米良村福祉健康課、西米良村社会福祉協議会による協議結果

- てきたのではないか。
- ・制度の狭間の方々のニーズに、社会福祉協議会の活動が合致している。
  - ・ボランティア活動＝社会福祉協議会という啓発が必要ではないか。
  - ・社協だより、ボランティアだよりは、具体的な事業の紹介等を行うことで興味を持ってもらえるのではないか。
  - ・概ね社会福祉協議会が実施する事業の認知度は上がってきている。
  - ・貸付関係事業については、新型コロナウイルス関連で広く伝わったと感じる。
  - ・福祉有償運送について、運営方法等について今後調整が必要な部分がある。介護予防や地域包括ケアの充実につながるように継続・検討していく必要がある。
  - ・共助の意識が高いことを活かせるように、見守りのスキル・ツール・ネットワークの充実を図る。
  - ・社会福祉協議会が行う貸付関係、安心サポート事業等の個別支援について、関係者や住民への啓発が必要。
  - ・民生委員児童委員活動を広く周知する必要がある。
  - ・毎年度最初の広報誌で、民生委員児童委員の紹介をしてはどうか。
  - ・民生委員の他にも福祉推進委員を配置するなど、地域の実情に合わせた取り組みの充実が図れないか。

## 7、西米良村について

- ・アンケートの結果から、「介護予防」「支え合い」の大切さを感じ取れる。
- ・まず、包括支援センターの体制整備を行う必要がある。
- ・包括支援センターのパンフレットを作成し啓発に努める。
- ・助け合い、支え合いがしやすい環境を整える必要がある。
- ・地区内の状況を知り、課題に応じた取り組みの充実が必要。
- ・地区内の状況を知り、課題について地域住民が考えていける場づくりが必要。
- ・災害時、災害直後の混乱の中でも確実な支援ができる体制づくりが必要
- ・災害ボランティア設置運営訓練、高齢者 SOS 訓練が必要
- ・災害後の反省会が実施されないが必要ではないか。

## (2) 長期総合計画福祉部会での協議

第6次長期総合計画策定に合わせて、福祉部門における一般住民の代表者による協議が2班に分かれて行われました。この協議では「1,000人が笑う村」「村民幸福度が高い村」を目指してと題して、ワークショップ形式で自由に考えを出していただきました。その内容は以下のとおりです。

### A班

#### ○日々の暮らし

- ・移動スーパー
- ・免許証返納後の移動手段がどうなるかが不安。バス、タクシーなど
  - テレビなどの報道で、赤字路線などはバスが廃線になっているということも聞く。今後どうなるかが不安。
- ・村発行のタクシー券が村外のタクシーでも使用できたらよい
  - 村内のタクシーが運転手さんの体調次第もあるし、将来どうなるかという不安もある
  - 村外のタクシーでも利用できると安心できる
  - 西都市で飲んだりすると、タクシーで帰ってくる
- ・村から外へ出る手段が閉ざされる
  - 隣近所が近いところは、乗せて行くと頼めるが、遠い場所にある地域は頼めない
- ・高齢者の運転、どんなタイミングで免許返納を働きかければよいか
  - 親の運転、80歳でバリバリ運転している。自分でも控えつつある。西都まではやっているが、宮崎市内は控えているような状況
  - 親の運転がなくなると、飲んだ時の送迎をお願いできない
  - 近くに商店がないので、買い物に村外に出ている状況
- ・コロナ不安！
- ・医療体制、専門医は村外に頼るしかない
  - 感染症、救急病院など、将来的には不安
- ・墓の管理を請け負うというサービス
  - ふるさと納税で墓掃除をして写真を送るというサービスがあってもよいのかなと思う
- ・古家
  - ・小川地区では100年以上の空き家が放置されている。隠居もあるし納屋もあるし、そうした古い家が多い。昔ながらの立派な家もあるので活用したい
    - 位牌や仏壇が残っていて処分できない家が多くある。村外に家がある人に位牌を持っていくように行ったら、最近の家には位牌や仏壇を置く場所がないといわれた。年数回、盆正月だけ帰ってくる、年忌の時だけ帰ってくるというケースも多い。こうした問題を解決できないと、なかなか進まないのではないかと思う。
    - 荷物が残ったままで、片付けるだけでも相当なお金がかかる。処分できないので、そ



## <参考資料>

### 2、長期総合計画民生部会での協議

---

のままにしてあるという家がある。

#### ・隣の近さ

→隣近所のコミュニティーの近さが良い関係で続いてきたが、今後もずっと続いていくとよいと思う。色々な問題があるが、チームワークで解決できるのではないかと思う

→隣の市町村や県など、現実的な道路が便利になるという近さもあるが、制度などとしても近くなるとよいと思う

→村外にとっての西米良が、もっと近い存在になるとよいと感じる。未だに、西米良村から来たというと、遠い所から来ましたね！といわれることがある

→村外の人にとっても意識が変わる、遠くない西米良村になるとよい

#### ・食堂

→ひとり暮らしの方、一人で生きていかなければならない方もごはんをつくらなければならないし、熟練者もいるし初心者もいて、料理を通して集まるきっかけになるような場所があるとよいと思った

→食べるだけではなく、集まってご飯の作り方を習ったり、みんなで多世代が集える場所があるとよい

→若い人（若くない人）も含めて遊べる場所

→一人暮らしの人も行きやすい

#### ・朝食屋さんがあるとよい

→おなかですいていると悲しい気持ちになるし

→一日1食しか食べない高齢者もいると聞くので、朝ごはんを食べて、規則正しい生活を送れるとよいと思う

#### ・家庭菜園の野菜を集めて食堂で使う

#### ・野菜などを出すごとにポイントがたまり、タクシー券などとして使えるようにする

→家庭菜園でつくったものを配っている方が多いので、集めて食堂や朝食屋などで使ってもらえるとよい。高齢者の生き甲斐につながる

→うちでも野菜やシイタケを作っているが腐らせることが多い

#### ・若い人の集いの場所

→外から移住する人を集めたいのであれば、若い人がつどえる場所をつくる必要があるかと思う。そこには若くない人もいて良いと思う

#### ・ベビーシッターさんがいるといい

→病気になったときなど、少しの間でも見てくれる人がいると助かる

→自宅で子どもを見てもらえるなどできると助かる



○集落活動・地域活動

- ・祭りや行事の働き手が減って続けることが難しい
- ・地区での集会、人の減少、行事
  - 地区でやっていたお大師さんのお祭りなどが、人がいなくなり地区としてはできなくなってきた
  - 集落の活動、人が出るのが少なくなってきた
- ・各地区にはいい場所がたくさんあるが、危なくて行けない場所もある
- ・小学校跡
- ・孫が帰って来て遊べる場所がもっとあるとよいと思う

○高齢者が尊厳をもって暮らせる

- ・身内のない一人暮らしが増えている、終末をどうするか
  - 財産、山畑の処理をどうしていくか、相続もできない財産が出てくると思う
  - 村内の山も荒れ放題の場所も出てくるのではないか
- ・一人暮らしの世帯が増えてきているのが心配
  - 子どもが村外にいる場合、ゆくゆくは村を出ざる負えない状況になる
  - 孤独死などもあり得る

○福祉の困りごとを解決する

- ・「不安請負人」がいるとよい
  - 不安な方がおられるから、それを笑いに変えられる人 がいるとよいのかなと思った
  - 苦しい時に、笑いあえる人、プロの視点で不安を請け負ってくれる人がいるとよい
- ・「つなぎ役」を買って出てやっている状況だが、子どもから高齢者、人と人をつなげる人
- ・世代間の意識を埋める人が必要
  - 年配者は最近の若者は、若い人は先輩の言うことはわからないという、時代が急激に変化すればするほどこうした格差が大きくなってきている。世代間もだが、移住者と村民の意識を埋める人が入れるとよいと思い
- ・村の人のお節介を大事にしていきたい
- ・移住や就職のサポートができる人、ハローワークの民営化の延長
  - 西米良村がいいけど、どんな仕事ができるのかな？と思っている人に、看護師の資格を持っているのだったら、天包荘や診療所を進めることができる。移住を考える途中段階で相談できる相手がいるとよい。損得も関係なく、いろいろな相談に乗ってくれる
  - 仕事の案内、家族で引っ越してきた場合は奥さんの仕事、どんな働き方、資格があるとよいなど、垣根なく情報が出せる環境（体制）
  - 相談や見守りができる人が必要だと感じる

## <参考資料>

### 2、長期総合計画民生部会での協議

- 学校の先生から、お祭りのときにいくくらい包めばよいのか？と聞かれる。村独特の文化をわからない人が多い。ゴミ出し、祭り、村独特なことを質問できる人
- ・転職のサポート（村内で職を変える）、相談しにくいコトを話せる人
  - 村は好きだけど、仕事がうまくいかなかないので帰らなければならないという人もいる。職場には言えない相談、転職の相談ができる
  - 一人ではなく、何人かいるとよい
  - キャリアアップ、雇用保険をもらっている間に資格取得をするなど、プロの視点があるとそうしたアドバイスもできる
- ・「相談できる組織」をつくる
  - 村外から人をプロの視点で相談できる人を呼ぶ、しっかりと村の事を知ってもらいながら対応してもらえる人材
  - 今は自然の中で支えながらやっている状況だと思う。組織をつくるのであれば、プロを連れてきて、人材育成も含めて取り組んでいけると思う
  - よそから来た人を雇っても村の事を知らなければ相談もできないのでは？
  - 不安を引き出すことが必要、なかなか自分からは言い出しにくいので、押しかけていける人材が必要
  - 村内の人だと、繋がりが強すぎて、言いにくいこともあるの
  - 役場の中に核となる専門の人がいて、地区ごとに動ける人があるとよいかもしれない
  - 雇用するための資金が必要だと思うので、役場が良いかと思ったが、NPO 法人などそうした組織でできると理想的、役場の情報や民間の情報も含めてつなげる組織
- ・毎月1回、区長会の回覧板で雇用情報が回ってくるが、どのくらいの効果があるのか？
  - 村内の人はほとんど見ていないのではないかな。村内はほとんどのところが人出不足で、見る人もほとんどいないのではないかな。もっと充実させるとよいのかもしれない。
  - どれくらいの効果が出ているのかも知らない
  - 村外からみると、仕事があるのかないのがわからないという意見がある
- ・村の雇用情報を村外の人にも届くようにするとよいのでは
  - 人の言葉で、しっかりと村の求人情報も伝えることができるとうい
  - ワーキングホリデーはどんな感じになっているのか？

### ○災害への対応・備え

- ・災害時のボランティア体制の構築が必要（村内外）
  - 今年度も3軒被災した ボランティア活動をしてもらってとても助かった
  - 被災が小規模の時は、今年度のように村内ボランティアでできるかもしれないが、被災が大きくなってきた時に村内だけでは大変だと感じた
  - 初動としては村内でもよいかもしれないが、長期化した場合に村外のボランティアなどに頼らざるを得ない

## <参考資料>

### 2、長期総合計画民生部会での協議

- ・ボランティアのコーディネートも必要になる
  - 必要な時に、必要な人数を確保する
  - やることを整理して配分する
  - あらゆる状況を想定しながら、シミュレーションが必要になってくる
- ・災害状況の情報が遅いと感じた、聞いた時には災害復旧がある程度進んでいた
  - 村内である程度一律に情報を出してもらうことも必要かと思う。手伝いに行けた人もあったかと思う。
- ・現在の体制は？
  - 口伝え、LINE などの個人的なネットワークで回ってくる。そうしたネットワークがないと情報が入ってこない
  - ホイホイラインでは、国道の被災状況などは伝わってくる
  - 行政情報としては、出せることと出せないことがある
- ・災害時に地区でできる伝達方法もあると思う
  - 連絡体制網なども確立しておく必要がある
- ・全国的には、災害が起きたら行政が動く、被災したら社会福祉協議会がボランティアセンターを立ち上げることになっている
  - 一方で、災害ボランティアで来てもらってもしてもらい方がなくてとめているケース
  - 受け入れるはいいが、その方々の宿泊場所はどうするのか？など、色々検討して作っていかなければいけない
  - 西米良のように人口規模の小さな場所では、自分が被災しているケースがあると思う
- ・制度は色々あるが、それらは都会向けの制度が多いのではないかと思う
- ・道州制などもどうかと思う。
  - 村独自の取り組みが必要

## **B班**

### ○心身ともに健康な村

- ・社交性が保てる場所の確保
- ・飲み屋
- ・飲食店 2 軒、スーパー 2 軒、酒屋（各地区）3 軒
  - 昔は 7 軒あった
- ・夜、飲みに行くところが少なくなってきたこと
  - スナックが無くなってくるのが不安、みんなで語り合う場がなくなり
- ・ホームパーティー
  - 店がなくなったら、家で飲めばよいのでは？昔は良く人の家で飲み方していた
- ・住むところ(アパート)

○従来のような行事、イベントができるか

- ・高齢者にとっては居場所になる
- ・スリム化は必要
- ・若い世代は負担になっている
  - 人が少なくなる中で、これまで通りの行催事やイベントは難しいと感じる。そうした意見もたくさん出ている 今の時代にあった行事の見直しは必要だと思う
  - 移住定住を募集はするが、それに条件があうかどうか
  - イベントは村主催の分は一緒にできないかななどの話し合いはするが、各団体がやっているものはそれぞれでやっているの、減らすということが難しいのかもしれない
  - 子育て世代は行事に振り回されている感覚はある 一方で高齢者は毎日でも出た方がよいのかな、出れないのがつらいという声もある

○妊娠・出産・切れ目ない支援

- ・「子どもは宝だ」といわれたことに、子どもも親も感動した
  - （先生の）子どもが、村長にそんなことを言われたのが初めてだと感動していた
- ・イキイキ文化祭
- ・メラリンピック、村民運動会
- ・インクルシブ公園
  - 誰でも、大人も子どもも、障がい者も高齢者も、自分たちで遊べる、車いすで滑れる公園という事例をみた。子ども達が自分たちでいける公園、ゲームをするのではなく公園で集まって遊べる環境があるとよい
- ・学校行事が他の学校より多い
  - 他の市町村の小学校と比べると行事はとて多いと感じる
  - マンパワー不足だなと感じる
  - じいちゃんばあちゃんたちも学校に行って、学校行事に参加できるとよい
- ・予防接種 受付 17 時までやってくれると嬉しい。土曜日もやってほしい。
- ・中学生は休みを取って病院に行くしかない 受付が 16 時まで
  - 中学校の授業が 16 時 20 分までなので、休みを取っていくしかない。それが子育てのしやすさにつながる
  - 本気でこっちに住みたいと思っている先生がいらっしゃって、そうなる教職員住宅から出なければならぬので、簡易的なアパートなどの住宅があるとよい
- ・子どもが村へ帰ってくるとよいけど
- ・小中（高）一巻で学校生活
- ・合宿所をつくる、高校をつくる
  - 合宿所をつくるのはできそう
- ・学力を上げるためには一校になったほうがよい

## <参考資料>

### 2、長期総合計画民生部会での協議

---

- ・小中一貫校
  - 頭をよくさせるには、小中一貫になった方がよい。今も、小学校に英語の授業を教えるに中学校先生から来てくださる
- ・子ども達がいい子過ぎて幸せだが、その子どもらが外に出たときが怖い(不安)
  - 子ども達がいい子すぎて、教員としてはとても幸せだが、都会に出たときにいじめられないか不安。都会には色々な子どもがいる
  - いじめや悩みは絶対にあると思う。小規模の教育環境から一気に40人くらいの中に放り込まれる。それは絶対あるとは思いますが、仕方がないとも思う
- ・ジビエ料理研究中
- ・鳥獣対策のプログラミング作成中
- ・村で起業してほしい
- ・どんな仕事がしたい？→流れを一緒に考えてサポート
- ・意外と村内のことを知らない
  - タブレットが子ども1台、来年度2台目が来る。全国的にもトップレベルの環境にある
  - ICT能力を使って将来は自分で村で仕事を起こせるようにと話をしている。そして俺も社長になる！と子ども達も盛り上がっている
  - 小中学生に帰って来たいか？と聞くと、みんな帰って来たいと答える。将来、村ではどんな仕事が必要で、どんなことを身に付けておくと活躍できるということを伝えてあげるとよいのかと思う。将来予測をしながら伝えていく
  - 村の困りごとを子ども達に教えてあげるのもよいかも。それを子ども達が自分で解決するよ！というかもしれない
  - 小学校5年生が鳥獣被害のプログラミングを組んでいて、それを将来活かせるとよいと思う
  - 3年生はジビエ料理の研究をしている。新しいものがないかなと考えている
  - 村で働く人たちを学校に呼んで、それぞれの立場でやっている人達のお話を聞いている
- ・タクシーがないこと
- ・代行、タクシー
- ・健康な高齢者は移動手段が少ない
- ・夜中まで走るタクシー
- ・おもてなしの村に
- ・おもてなしできていない現状
- ・大人が休める場所
- ・移住者にとっても
- ・大人が遊べる場所 一息つける場所

- ・子ども虐待防止にもつながる
  - 夜の飲みに出たあとの帰る手段
  - 社協の移動支援は要介護、要支援対象でないといけないなどの規定があるので、健康な高齢者が利用する手段がなくなってくる
  - タクシーは週2、3回、夜は予約していないと動いていない
  - 夜走るタクシーが欲しい。よそから人が来るには、それなりのおもてなしも必要だし、大人の息抜きの場も必要、大人の社交場としても大切だと思う、少し遠くに宿泊された方のおもてなしもできない
  - 夜の社交場とかタクシーなど、大人の意見かなとも思いがちだが、夜の遊び場が少ない場所ほど虐待が多い。大人の楽しく、家庭のつらさから出るとか、ちょっと遊べる場所とかは、子どもの虐待も防止するという事例もある

### ○高齢者が尊厳をもって暮らせる

- ・自分にできることをどんどんやってもらう
  - 祖母と一緒に住んでいるが、なんかできることはないね?と聞いてくる。それをいつも探すのも大変。毎日暇は嫌だし、家族も毎日探すのは大変なので、孫と一緒に学校に行けるといいのになと思う。デイサービスは助かっているが、毎日学校に行って、生き活き体操をしたり、塗り絵をしたり、褒められて喜んでいる。そういうのがたくさんあるのが幸せかなと思う。
  - 自分が高齢になったときにも、山の上に一人で住んでいるよりは、人にたまには会いたいと思う
- ・高齢者の学校(毎日通うところ)
- ・毎日することが無い、暇がないのが嫌だ
- ・子どもと高齢者の交流
- ・若い人たちとの交流
  - 若い人が好き。若い人との交流、飲み会をしながら話し合いたいと思う
- ・竹馬、昔の遊び、教えて欲しい
- ・周りに話し相手のいない高齢者の対応
- ・年齢のいった一人暮らしの方のアパートをつくり高齢者を集めたい
  - 小川は一人暮らしの方がほとんどで、周りの人が一人二人といなくなると、認知が入ってくる。そういう人たちに、交流する場を考えるとよいと思っている。
  - ある程度年齢がたって、ひとり暮らしの方を集めて、アパートのようなものを作って、自分で食事をつくったり畑をつくったりできるような場所を作れないかなと考えている
  - 高齢者の方 集まる場所を提供すると、その時間だけでも生き活きされるので、そうした場所はつくってけるとよい

## ＜参考資料＞

### 2、長期総合計画民生部会での協議

- ・ 認知症にならないための交流の場
- ・ コロナで交流がないと認知が進む
- ・ 高齢者の娯楽の場
- ・ 健康
  - 人との交流を設けないと認知が入る 週に2、3回1時間でも2時間でも交流があるとよい
  - 要介護3以上ないと天包荘に入れない。要介護1、2の方には自分でくらしにくい。そうした方をどう守らなければならないかが大きな課題だと感じている。コロナ禍で特に顕著になってきた
  - 高齢者を集めて学校のような形をとって、畑仕事をしたりする。道端を通るひとが畑作業をする高齢者に声をかけて、農業の指導者としても高齢者が活躍して、できるところは自分でやることができないところを支えられることができるのが良い
  - よりあいの場 高齢者が集まれるような場所をつくったが、行政的にコロナ禍の中で集めることができない
  - いっせいさん、川口みさこさんのところなどもある
  - 高齢者の娯楽の場、1、2時間いるだけで息抜きになる
  - 移動手段が問題になる。生き生き教室は社協が来てくれる
- ・ 後継者が近くにいない
  - 65歳になると、これ以上の望みはない。飲む場所があるとよい 若い者同士が集う場があれば良いのではないかと思う
  - 娘がそばにいない、孫を連れて帰ってくる環境をつくる それまで長生きしなければならない

#### ○障がい者やその家族が安心して暮らせる

- ・ 障がい者のサービスゼロ
- ・ 障がいを持っている方を村内でお見掛けしたことがない
- ・ 必要な人とつなげていくことはできないか
- ・ バリアフリー化が進んでいない、ユニバーサルデザイン
- ・ 小さい頃から障がいのある方とふれあう機会があったら
  - 村の中に、障がい者のサービスがゼロで、数字だけでみると障がいを持っていらっしゃる方が100人くらいはいらっしゃる
  - 障がいの状況によっては、自分で生活できる方もおられる
  - この会場に来るにも階段しかない、高齢者にとってもきつい
  - 学校などで、この村でどのあたりに暮らしている方がおられるのかわからない
  - 川南町では、重度の障がいを持たれている方が月に1回学校に来て一緒に過ごすということをしている。小さい頃からそうした関わりが増えると、お互いに考え方も変わる



## <参考資料>

### 2、長期総合計画民生部会での協議

- ってくると思う。長期計画という視点ではそうした取り組みもあってよいかと思う
- サービスが必要な方は、村外に出られている現状にあると思う
- 車いすを利用されている方の温泉利用なども以前検討したことがある。今後村でも迎賓館をつくるということであれば、ユニバーサル視点を取り入れた整備が必要

#### ○福祉の困りごと

- ・ 困っている人が気楽に押せるボタン
- ・ 小さいのなら近くで解決できるかも
  - テレビがつかん、小さな困りごとがたくさんある。役場に電話がかかってくるけど、近所で困っていたらすぐに助けにいけるのにというケースがたくさんあると思う。ボタンを押せばそれが近くの人にも届いて、役場にも届いて助け合えるようになるとよい
- ・ 近くの困りごとがわかるマップ
  - ボタンと一緒に、困りごとレベル1、レベル2のように目に見えるとよいと思う
- ・ 福祉業務に従事する人の確保
- ・ 将来の仕事（経営）
- ・ 介護従事者の心身的な健康の心配
  - 将来の仕事を維持することが不安
  - 従事者を確保するのが難しく、受け入れ環境も変わってくるし、従事者も健康的な不安を抱えている方もいる 経営面での不安を抱えている
  - いろいろと取り組んでいけるとよいのだろうが、手がまわっていない
- ・ 共同調理場
- ・ 学校、子ども園、診療所、福祉施設など 1 箇所に集めて従事者を確保すればよいのではないか
- ・ 従業員の取り合い→現状分かれすぎ
- ・ メニューも一緒にして、栄養士もいるので管理もできなくはないと思う
  - 福祉施設、子ども園、診療所、学校それぞれに調理者がいる状況なので、一緒になって食事を提供できるような状況になれば、従事者の確保もしやすいのではないか

#### ○災害への備え

- ・ どこで土砂崩れが起こるかわからない
  - 線状降水帯など近年の気象状況が変わり、いつどこで災害が起こるかわからない不安
- ・ 村内で買えないもの（おむつ、子育て用品）
  - 国道が崩れると、生活圏の半分は熊本で買い物に行けなくなる 村内で帰るものは良いが、村内で買えないものが困る
  - 子供関連の用品が買えない



---

第2期西米良村地域福祉（活動）計画  
（令和3年度～令和8年度）

---

令和3年3月

編集・発行

西米良村 福祉健康課

〒881-1411 宮崎県児湯郡西米良村大字村所 66 番地 1

T E L 0983-36-1114 F A X 0983-36-1540

---